

清瀬市障害者計画
清瀬市第5期障害福祉計画
(第1期障害児福祉計画)

平成30年3月

清瀬市

共生社会の実現に向けて

本市では、「手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬」をまちづくりの基本理念として、障害者・障害児の支援における「10年後（平成37・2025年度）の姿」を「障害のある人を地域で支える輪が広がり、一人一人の個性と意思が尊重されたまちがつくられているとともに、障害のある人が心豊かにいきいきと暮らしています」となることを目指しています。



そうしたなか、障害者施策についての2つの計画が、平成29年度をもって期間満了となることから、市では、障害者制度改革の動向や障害者総合支援法、児童福祉法に基づく国の指針等を踏まえ、障害のある人の生活全般に関する施策の基本的な事項を定めた「清瀬市障害者計画（平成30～35（2018～2023）年度）」及び障害福祉サービスや相談支援等を計画的に提供するための「清瀬市第5期障害福祉計画（第1期障害児福祉計画）（平成30～32（2018～2020）年度）」を策定いたしました。

両計画では、障害のある人が地域で安心、安全に暮らすことができ、必要な支援を受けながら自らの意思決定により社会活動に参加し、自らの持つ力を発揮し自己実現できること、また、障害のある人の活動を制約や制限する社会的障壁を取り除き、障害のある人の自立と社会参加を進める支援を総合的かつ計画的に進めて行くこととしています。

このような考えから、前期計画を引き継ぎながら、障害者基本法の理念を踏まえ、本計画の基本理念を「共生社会の実現に向けて」とし、今後、10年後のあるべき姿の実現のために、障害者計画に掲げた14施策36事業及び第5期障害福祉計画（第1期障害児福祉計画）により多様な障害福祉サービス等の計画的な提供を着実に進めて参りますので、市民の皆様、関係者・関係機関の皆様の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、アンケート調査やインタビューにご協力いただきました市民の皆様、また、長期間にわたりご審議いただきました障害者計画及び障害福祉計画策定委員会並びに地域自立支援協議会の委員の皆様、関係各位に心より御礼申し上げます。

平成30年3月

清瀬市長 **渋谷 金太郎**

Q

「障害者計画」「障害福祉計画」とは何ですか？

A

障害のある方についての市の計画には、**障害者計画**と**障害福祉計画**の2つの計画があります。

障害者計画は、障害のある方の生活全般に関する施策についての基本的な事項を定めた、「障害者基本法」に基づく中長期的な計画です。

もう1つの**障害福祉計画**は、障害福祉サービスや相談支援等を地域において計画的に提供するために、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に基づく3年間の短期的な計画です。サービスや相談支援が計画的に提供されることで、障害のある方等が自立した日常生活、社会生活を営むことができることを目指します。

2つの計画は、例えるならば、
“車の両輪”といえます。

障害のある方の
生活全般に関する
基本的な事項を
定める計画

清瀬市
障害者計画

サービスを
計画的に提供
するために
定める計画

清瀬市第5期障害福祉計画
(第1期障害児福祉計画)

Q

障害のことや日常生活の相談はどこに問い合わせればよいですか？

A

「こんなことを聞いて大丈夫だろうか」、「誰に聞けばよいのだろう」という声が多く寄せられます。

障害福祉の制度や様々なサービス、日常生活上の悩みごとについての相談・お問い合わせは市役所の障害福祉課をはじめ、下記一覧の相談先がありますので、ご利用ください。

他にも、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生・児童委員等が相談をお受けします。

手帳やサービスなど障害福祉全般

清瀬市役所 障害福祉課

中里5-842

TEL: 497-2072・2073

FAX: 492-5139

身体障害・知的障害・難病・発達障害※・高次脳機能障害※のこと

清瀬市社会福祉協議会 相談支援事業所
(清瀬市障害者福祉センター)

上清戸1-16-62

TEL: 495-5513

FAX: 495-5514

精神障害・発達障害・高次脳機能障害のこと

地域生活支援センター どんぐり

元町1-13-24

TEL: 495-5110

FAX: 493-0274

就労のこと

清瀬市障害者就労支援センター
ワークル・きよせ

元町1-9-14

TEL: 495-0010

FAX: 495-0011

子どもの発達のこと

清瀬市子どもの発達支援・交流センター
とことこ

竹丘1-15-8

TEL: 495-3030

FAX: 495-3031

権利擁護※に関すること

きよせ権利擁護センター あいねっと

下清戸1-212-4
コミュニティプラザひまわり2F

TEL: 495-5573

FAX: 495-5335

1部 総論	1
第1章 計画の策定にあたって	3
1. これまでの流れと計画の改定に向けて.....	3
2. 近年の流れ.....	5
3. 障害者計画、第5期障害福祉計画（第1期障害児福祉計画）の位置づけ.....	6
4. 計画の対象.....	7
5. 計画の期間について.....	8
第2章 清瀬市の障害のある方の現況と課題	9
1. 清瀬市の人口.....	11
2. 障害のある方の現況.....	12
3. 一般会計決算（予算）における民生費の割合.....	17
4. サービス整備状況マップ.....	18
5. 障害のある方をささえる清瀬市のしくみ.....	20
6. 障害福祉サービス事業所数と定員数.....	21
7. 障害のある方のご意見.....	22
第3章 基本理念 施策の体系	26
1. 計画の基本理念.....	26
2. 基本理念を支える3つの考え方.....	27
3. 障害者計画（第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）の体系.....	28
2部 障害者計画	31
第1章 施策の展開	33
1. 障害者（児）の支援体制の整備.....	33
2. 社会参加や就労の促進.....	37
3. 理解と交流の促進.....	40
4. 安心して暮らせる環境の整備.....	41

3部 第5期障害福祉計画（第1期障害児福祉計画）	45
第1章 重点施策と成果目標	47
1. 第4期障害福祉計画（平成27～29年度）の数値目標の達成状況.....	47
2. 第5期障害福祉計画（平成30～32年度 2018～2020年度）における重点施策.....	50
3. 第5期障害福祉計画（平成30～32年度 2018～2020年度）の成果目標.....	51
第2章 障害福祉サービス等の充実	56
1. 訪問系サービス.....	56
2. 日中活動系サービス（介護給付）.....	58
3. 日中活動系サービス（訓練等給付・自立訓練）.....	61
4. 日中活動系サービス（訓練等給付・就労系サービス）.....	62
5. 居住系サービス.....	65
6. 相談支援.....	66
7. その他（補装具費の支給、自立支援医療）.....	68
第3章 第1期障害児福祉計画	69
1. 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等.....	69
第4章 地域生活支援事業	72
1. 理解促進研修・啓発事業.....	72
2. 自発的活動支援事業.....	72
3. 相談支援事業.....	73
4. 成年後見制度利用支援事業.....	76
5. 成年後見制度法人後見支援事業.....	77
6. 意思疎通支援事業.....	77
7. 日常生活用具給付等事業.....	79
8. 手話奉仕員養成研修事業.....	80
9. 移動支援事業.....	81
10. 地域活動支援センター機能強化事業.....	82
11. その他の事業.....	82

4部 計画の円滑な運営に向けて	85
1. 計画の円滑な運営に向けて	87
5部 資料	91
1. 清瀬市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱	93
2. 計画策定委員会委員名簿	94
3. 計画策定委員会開催概要	95
4. パブリックコメント及び市民説明会の実施	95
5. 用語解説	96

◆用語解説について

- ・第5部 資料編に用語解説が掲載されている単語には、※を付しています。
- ・複数回出てくる場合は、最初の言葉にのみ付しています。

1部 総論

第 1 章 計画の策定にあたって

1. これまでの流れと計画の改定に向けて

障害者基本法第 1 条は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが同法の目的である旨を規定しています。

計画の策定にあたっては、「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を共有できる共生社会*を目指し、障害者を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、市が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとします。

平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行され、全国の都道府県及び市町村において、障害福祉サービス等の具体的な目標を定める「障害福祉計画」の策定が義務付けられ、その後、国では、国連が採択した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准に必要な国内法の整備をはじめとする障害者制度の集中的な改革の動きがあり、平成 23 年 6 月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立し、平成 24 年 10 月に施行されました。

平成 23 年 8 月には「障害者基本法」が改正され、差別の禁止や共生教育の配慮等の新たな視点が盛り込まれ、さらに、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行により、新たなサービス提供体制として平成 25 年 4 月から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となりました。目的規定において「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする新たな基本理念が法律に規定されました。

そして障害者の範囲に難病等が加わり、平成 25 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立、平成 28 年 4 月に施行され、平成 28 年 6 月には児童福祉法の一部改正により、全国の都道府県及び市町村において、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

本市では、平成 29 年度で現行の「清瀬市障害者計画」「清瀬市第 4 期障害福祉計画」の計画期間が終了となることから、これらの障害者制度改革の動向や障害者総合支援法、児童福祉法に基づく国の指針を踏まえ、平成 30～35（2018～2023）年度までの「清瀬市障害者計画」と平成 30～32（2018～2020）年度までの「清瀬市第 5 期障害福祉計画（第 1 期障害児福祉計画）」を策定し、地域で暮らしやすいサービスの提供体制を維持・発展させてまいります。

2. 近年の流れ

2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆「障害者自立支援法」の成立（平成18年4月施行） …障害者の自立した生活を実現するため、必要な障害福祉サービス等の支援をうたう。
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正 …精神障害者保健福祉手帳所持者も障害者雇用率の中に算定する。 ◆「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の施行 …建築物と道路・駅などの交通施設におけるバリアフリー施策を総合的・一体的に推進。これにともない、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」は廃止。 ◆「障害のある人の権利に関する条約（障害者権利条約）」が国連総会において採択される。 …すべての人に保障されている普遍的な人権を障害があるために行使できない現実があることを認め、その不平等な状況を解消するための新しい考え方や制度のあり方を人権として定めた。
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆「障害者自立支援法等の一部を改正する法律」の成立 …「発達障害」を福祉サービスの対象とする。 …平成24年4月から負担の方式を、「応益負担」から、家計の支払い能力に応じて支払額を決める「応能負担」へと変える。
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆「障害者基本法の一部を改正する法律」の成立 …障害者の定義に自閉症など「発達障害」を含むことを明記。就職や教育などのあらゆる機会での差別を禁じた国連の「障害者の権利条約」批准に向けた国内法の整備を目指す。 ◆「障害者虐待防止法」の成立（平成24年10月施行） …家庭や施設、勤務先で虐待を発見した人に通報を義務付け、自治体などに調査や保護を求める。 …通報先は市町村とし、市町村は家族の相談や支援にあたる「市町村虐待防止センター」を設置する。
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の成立 …平成25年4月から新たなサービス提供体制として「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となる。障害者の範囲に難病等が追加され、重度訪問介護の対象拡大、共同生活介護の共同生活援助への一元化、地域移行支援の対象拡大を図る。 ◆「障害者優先調達推進法」の成立 …障害者就労施設等の受注の機会を確保し、需要の増進を図る。 ◆「児童福祉法」の一部改正 …発達障害児も障害児支援の対象として児童福祉法に位置づけられる。
2013年 (平成25年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の成立（一部を除き平成28年4月施行） …行政機関や民間事業者における、障害を理由とする差別的取扱い等の禁止、合理的配慮[*]の不提供の禁止等を定める。 ◆「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正 …障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務等を定める。 …法定雇用率[*]の算定基礎に精神障害者を追加する。
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害者権利条約の批准 …平成18年12月、国連総会で障害者権利条約が採択されてからおよそ7年、平成26年1月20日、障害者権利条約を批准する。
2016年 (平成28年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の成立 …乳幼児期から高齢期までの切れ目ない発達障害者の支援を行うことが特に重要であると規定する。 ◆「児童福祉法」の一部改正 …都道府県及び市町村において「障害児福祉計画」の策定が義務づけられる。

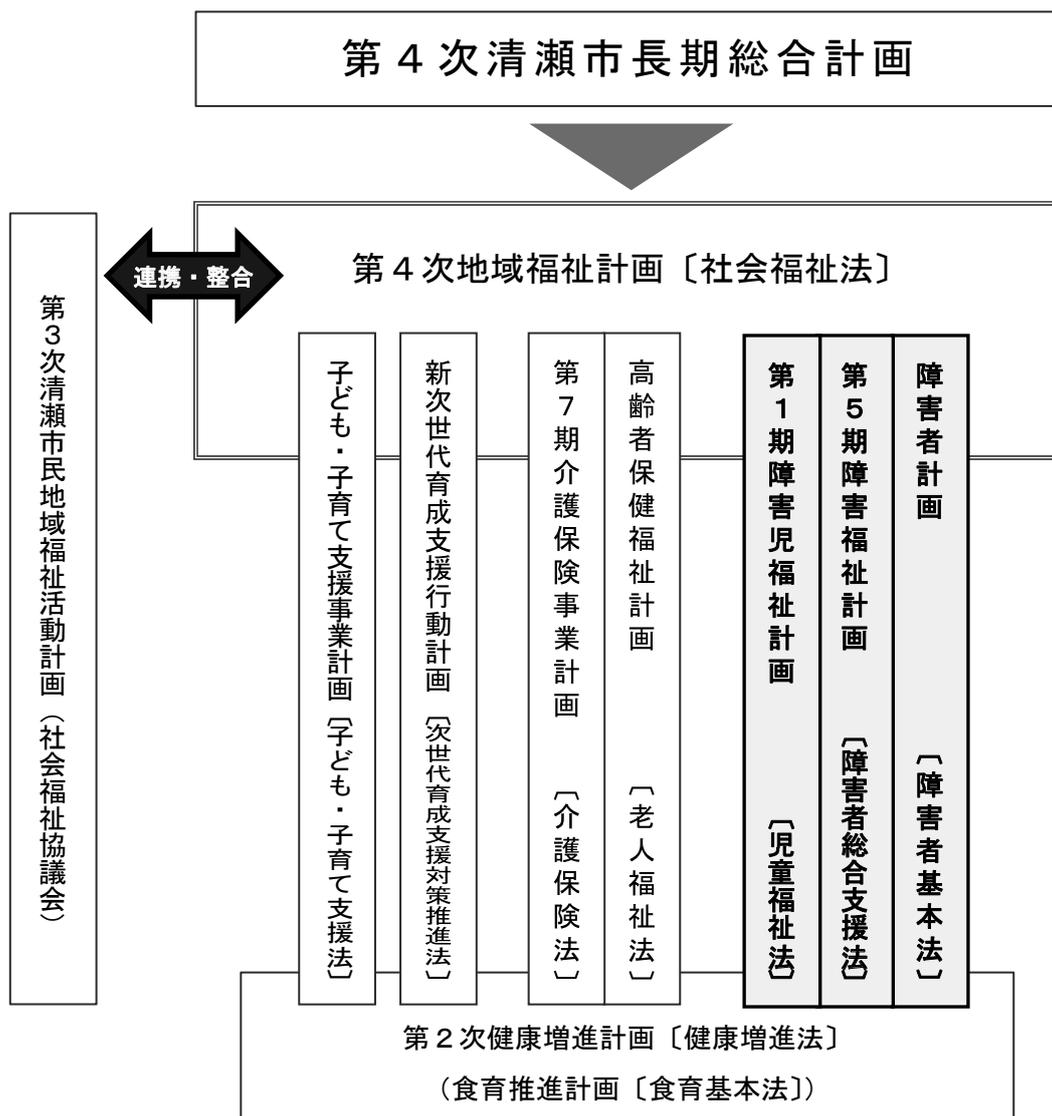
3. 障害者計画、第5期障害福祉計画（第1期障害児福祉計画）の位置づけ

- 障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」であり、本市における障害のある人の状況等を踏まえて、障害のある人を支援する基本的な施策を定めた計画です。
- 障害福祉計画（障害児福祉計画）の基本指針は、「障害者総合支援法」第87条第1項及び児童福祉法第6条の2の2の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるものです。
- 障害福祉計画は、「障害者総合支援法」第88条に定める「市町村障害福祉計画」にあたるもので、障害者施策を推進するための障害福祉サービスや就労支援、相談支援及び地域生活支援事業*の提供などの具体的な取り組みを定めるものです。
- この計画は、「清瀬市長期総合計画」をはじめとする関連する市の他の諸計画や、障害者基本法など障害のある人を巡る国の諸計画・法制度とも整合性を持つものです。

〔市の他計画及び計画期間〕

計画		計画期間	
市	第4次清瀬市長期総合計画	平成28～37年度（10年間） 2016～2025年度	
	地域	第4次地域福祉計画	平成30～38年度（9年間） 2018～2026年度
	子ども	新次世代育成支援行動計画	平成29～31年度（3年間） 2017～2019年度
		子ども・子育て支援事業計画	平成27～31年度（5年間） 2015～2019年度
	障害児・者	障害者計画	平成30～35年度（6年間） 2018～2023年度
		第5期障害福祉計画	平成30～32年度（3年間） 2018～2020年度
		第1期障害児福祉計画	平成30～32年度（3年間） 2018～2020年度
	高齢者	高齢者保健福祉計画	平成30～32年度（3年間） 2018～2020年度
		第7期介護保険事業計画	平成30～32年度（3年間） 2018～2020年度
	健康	第2次健康増進計画 （食育推進計画）	平成30～35年度（6年間） 2018～2023年度
		第2期データヘルス計画	平成30～35年度（6年間） 2018～2023年度
		第3期特定健康診査等実施計画	平成30～35年度（6年間） 2018～2023年度
	社会福祉協議会	第3次清瀬市民地域福祉活動計画	平成28～33年度（6年間） 2016～2021年度

〔本計画の位置づけ〕



4. 計画の対象

- この計画は市民、事業所（企業等含む）、行政機関などすべての個人及び団体を対象とします。
- また、この計画で対象とする障害者（障害のある人）とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能障害があり、障害及び社会的障壁※により、継続的に日常生活又は社会生活に制限をうける状態にあって、支援を必要とする人を言います。
- 障害者権利条約の趣旨に鑑み、あらゆる障害を有する人を含み、障害のある児童、高次脳機能障害の人や難病患者も対象とします。

5. 計画の期間について

- 「障害者計画」は、平成 21～27 年度までの 7 年間で計画期間としていましたが、障害福祉計画の見直しに合わせるため、平成 28 年度から 2 カ年延長していましたが、今回、見直し・改定を行います。平成 30～35 (2018～2023) 年度までの 6 年間で計画期間とします。
- 「清瀬市第 4 期障害福祉計画」は、平成 29 年度を目標年度として数値目標を設定していましたが。
- 今回策定した「清瀬市第 5 期障害福祉計画 (第 1 期障害児福祉計画)」では、引き続き平成 30～32 (2018～2020) 年度までの 3 年間の障害福祉サービス等の量の見込み及びその確保策等について定めます。

〔本計画の期間〕

H27 年度 2015 年度	H28 年度 2016 年度	H29 年度 2017 年度	H30 年度 2018 年度	H31 年度 2019 年度	H32 年度 2020 年度	H33 年度 2021 年度	H34 年度 2022 年度	H35 年度 2023 年度
障害者計画			障害者計画					
		見直し ・改定						見直し ・改定
第 4 期障害福祉計画			第 5 期障害福祉計画 (第 1 期障害児福祉計画)			第 6 期障害福祉計画 (第 2 期障害児福祉計画)		
		見直し ・改定			見直し ・改定			見直し ・改定

第 2 章 清瀬市の障害のある方の現況と課題

〔清瀬市の人口〕

- 市の人口は微増の傾向にありますが、平成 31（2019）年をピークに横ばいから減少に転じると推計されています（11 ページ）。
- 一方で、高齢人口は今後も 2 万人以上を維持し、高齢化率は約 28% 台が続くと推計されています（11 ページ）。

〔障害者（児）数の動向〕

- 平成 29 年度の清瀬市の総人口は平成 24 年度から 1,352 人増加しています。障害者手帳の所持者数は、身体障害がほぼ横ばいで、知的障害、精神障害は増加しています（12 ページ）。
- 身体障害者（「身体障害者手帳^{*}」所持者）について、肢体不自由が 5 割で過半数を占め、腎臓障害、膀胱・直腸障害が増加しています（13 ページ）。等級別でみると、1 級が 34.9%（838 人）ともっとも多くなっています。心臓障害、腎臓障害、視覚障害は 1 級、肢体不自由、膀胱・直腸障害は 4 級、聴覚障害は 6 級がもっとも多くなっています（13 ページ）。年齢別にみると、65 歳以上が約 7 割を占めています（15 ページ）。
- 知的障害者（「愛の手帳^{*}」所持者）について、等級別でみると、4 度が 46.5%（236 人）ともっとも多くなっています（14 ページ）。年齢別にみると、平成 24 年度に比べ 0～6 歳未満と 18～40 歳未満は減少傾向にあります（15 ページ）。
- 精神障害者（「精神障害者保健福祉手帳^{*}」所持者）について、等級別でみると、2 級が 58.3%（489 人）ともっとも多くなっています。また、2 級と 3 級は増加傾向にあります（14 ページ）。
- 発達障害者は、本人および周囲も「発達障害」に気づいていない人も多くいます。厚生労働省によると発達障害の人はその疑いがある人も含めると全国に 700 万人いると推計され、小中学生の 6.5% 程度に発達障害の可能性があると調査結果がありますが、その実態はつかめていません。
- 高次脳機能障害は、事故や脳卒中などで脳が損傷を受けたことにより、注意力や集中力の低下、記憶障害、感情や行動の抑制が効かないなどが生じます。損傷部位や年齢などで症状に個人差が大きく、外見上もわかりにくいため本人はもちろん家族も障害に気づきにくく周囲の理解を得にくい特徴があります。平成 20 年の東京都の推計では都内に約 5 万人がいるとされていますが実態はつかめていません。

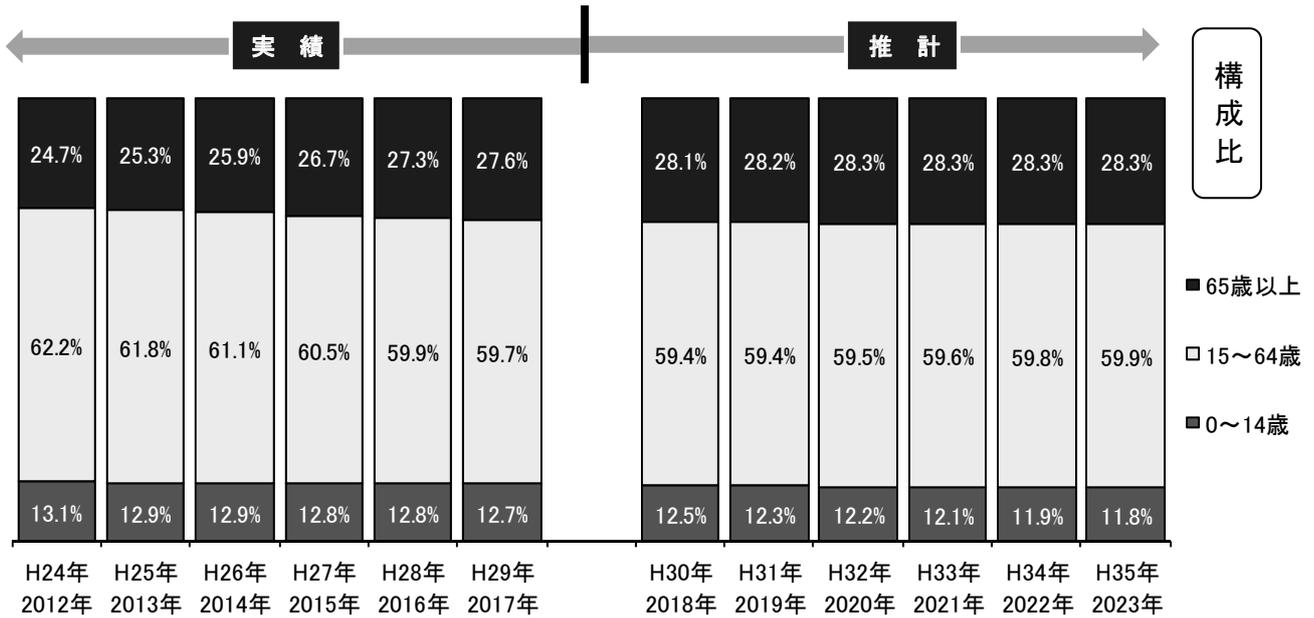
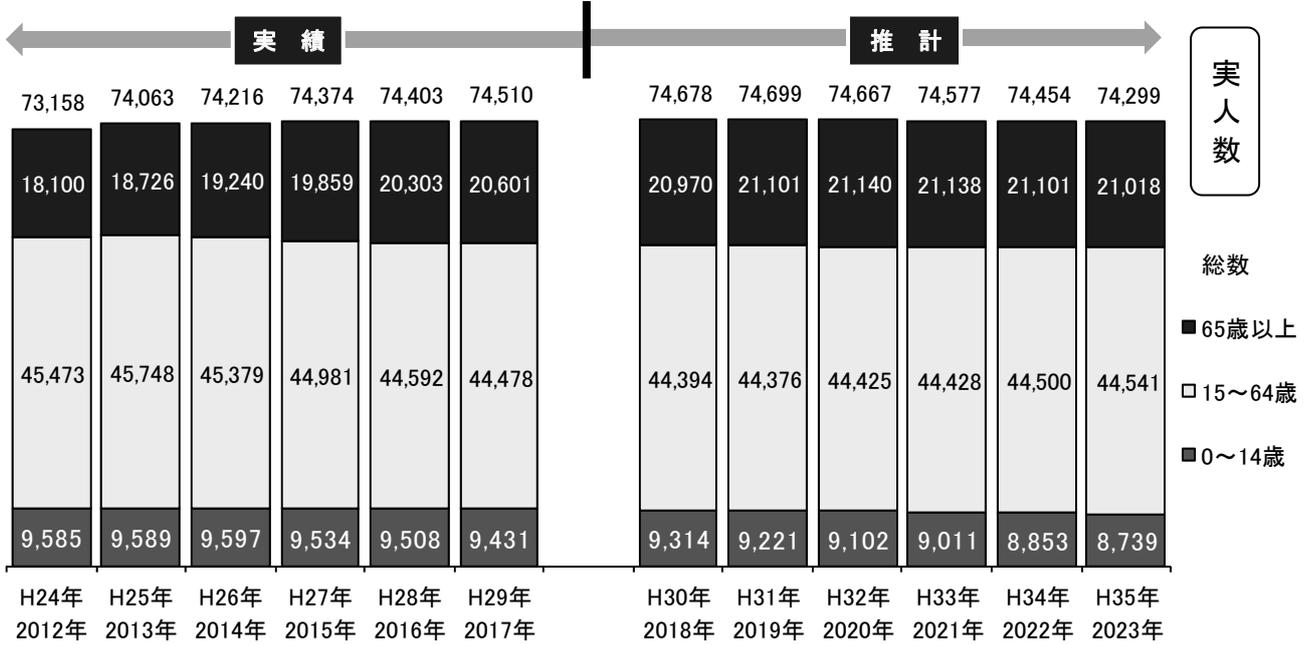
- 難病等医療費助成認定者数は、前回調査の平成 24 年度は 711 人でしたが、平成 27 年に指定難病が増加したこともあり、平成 27 年度には 802 人と増加傾向にあります(16 ページ)。
- 平成 29 年度から市立小学校に特別支援教室*が設置されました。特別支援学級(知的・情緒)・特別支援教室・通級指導学級*に通う小学生は増加しており平成 29 年 5 月現在 147 人が通っています。また特別支援学級に通う中学生は 37 人で、中学生も増加しています(16 ページ)。特別支援学校*在籍者は、小学部が 36 人、中学部が 16 人、合計 52 人です(17 ページ)。

〔財政状況及び障害福祉サービス事業所の整備状況〕

- 財政状況について、一般会計決算における民生費の割合は年々増加しています。平成 23 年度から比べると、約 9 %増加しています(17 ページ)。
- 障害福祉サービス事業所の整備状況について、共同生活援助は 17 事業所、居宅介護 15 事業所、重度訪問介護 14 事業所、生活介護 9 事業所、計画相談支援 9 事業所、就労継続支援 B 型 9 事業所、児童発達支援 2 事業所、放課後等デイサービス 9 事業所となっています(21 ページ)。

1. 清瀬市の人口

〔清瀬市の人口〕

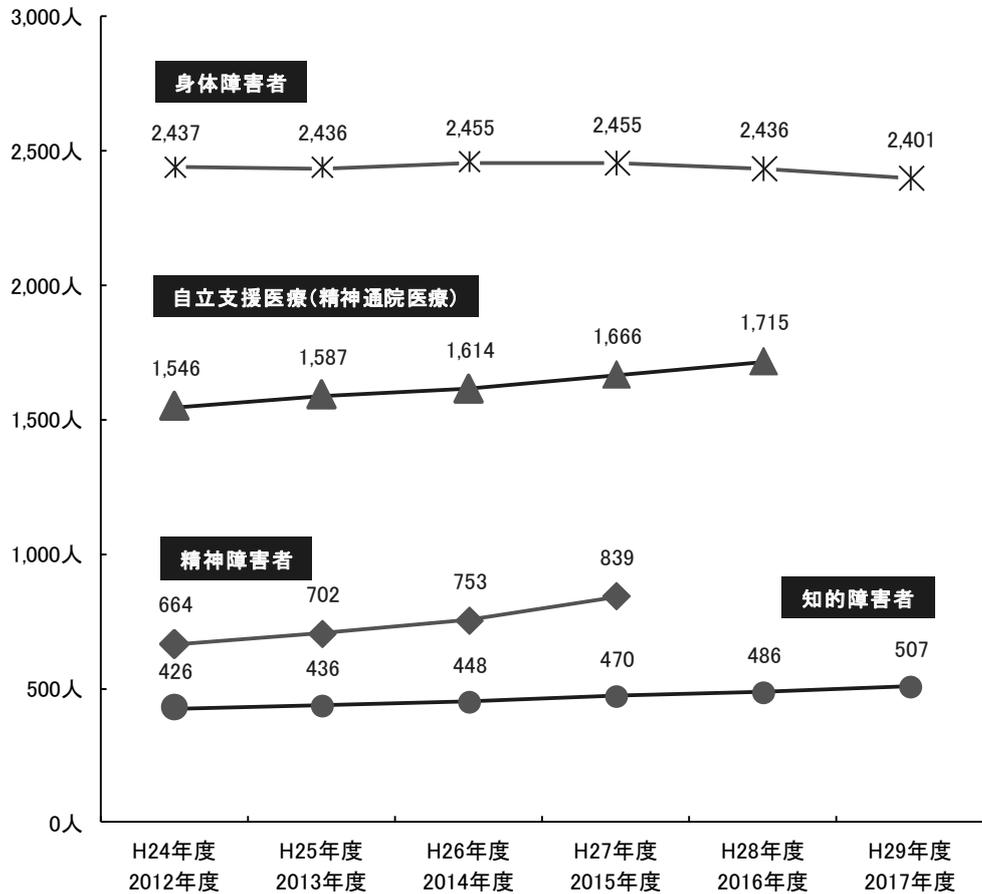


※実績値は市の統計資料、推計値は平成 27 年度実施の市の推計資料より
 ※実績値、推計値ともに各年 1 月 1 日現在

2. 障害のある方の現況

(1) 手帳所持者数等

〔障害者手帳所持者数等の推移〕

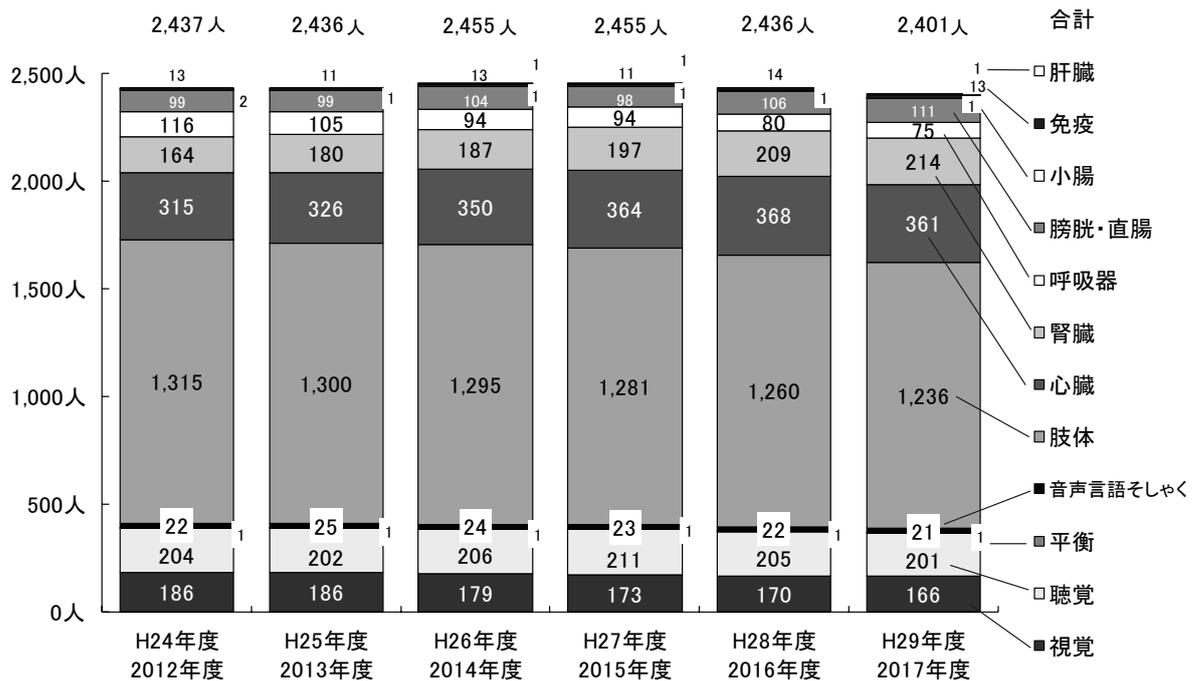


※身体・知的障害者数は、各年度4月1日時点の登録者数

※精神障害者の手帳は2年ごとの更新のため、当該年度の数は前年度と前々年度の交付件数を合計して推計値としている（資料：「精神保健福祉の動向」東京都立多摩総合精神保健福祉センター編）

※自立支援医療は、東京都立中部総合精神保健センターによる。各年度9月末時点

〔身体障害者・障害種別の推移〕



※各年度4月1日時点の登録者数
 ※複数障害のある場合、主障害のみを算定
 ※肝臓機能障害は平成22年4月1日より認定

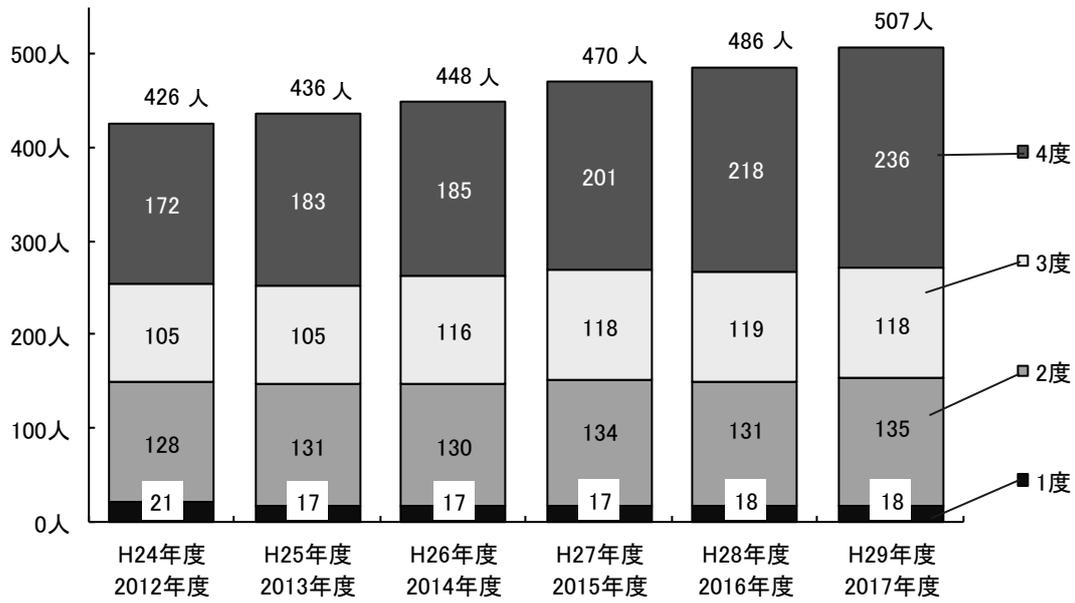
〔身体障害者・障害種別・等級別〕

(単位: 人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚	49	44	9	22	31	11	166
聴覚	10	49	21	56	0	65	201
平衡	0	0	0	0	1	0	1
音声・言語・そしゃく	0	4	11	6	0	0	21
肢体	256	289	188	320	132	51	1,236
心臓	287	3	27	44	0	0	361
腎臓	213	0	1	0	0	0	214
呼吸器	16	3	44	12	0	0	75
膀胱・直腸	3	0	6	102	0	0	111
小腸	0	1	0	0	0	0	1
免疫	4	3	4	2	0	0	13
肝臓	0	1	0	0	0	0	1
合計	838	397	311	564	164	127	2,401

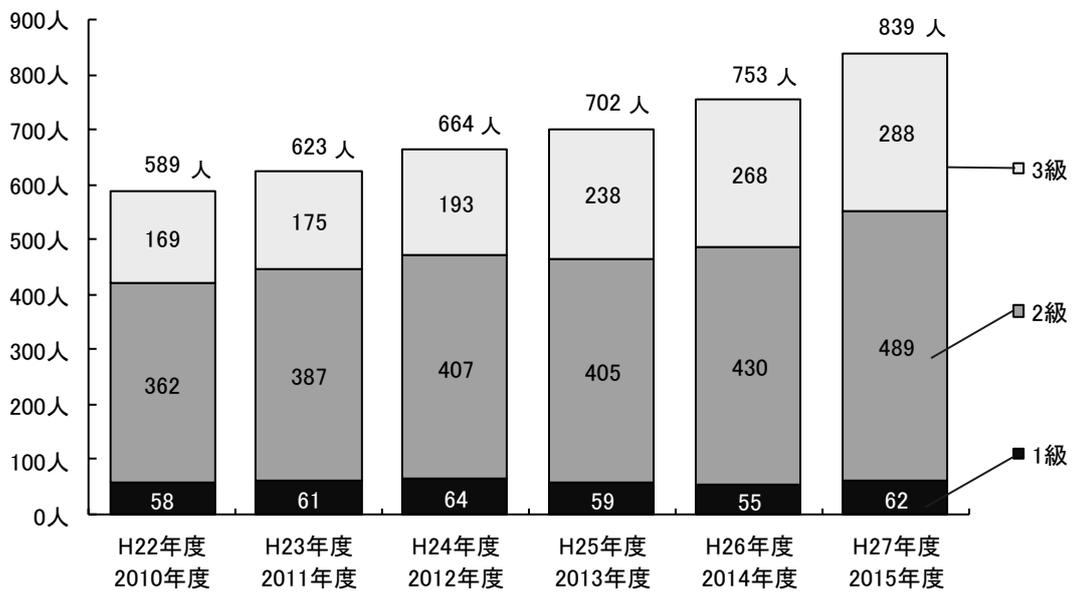
※平成29年4月1日現在の登録者数

〔知的障害者・等級別認定者数の推移〕



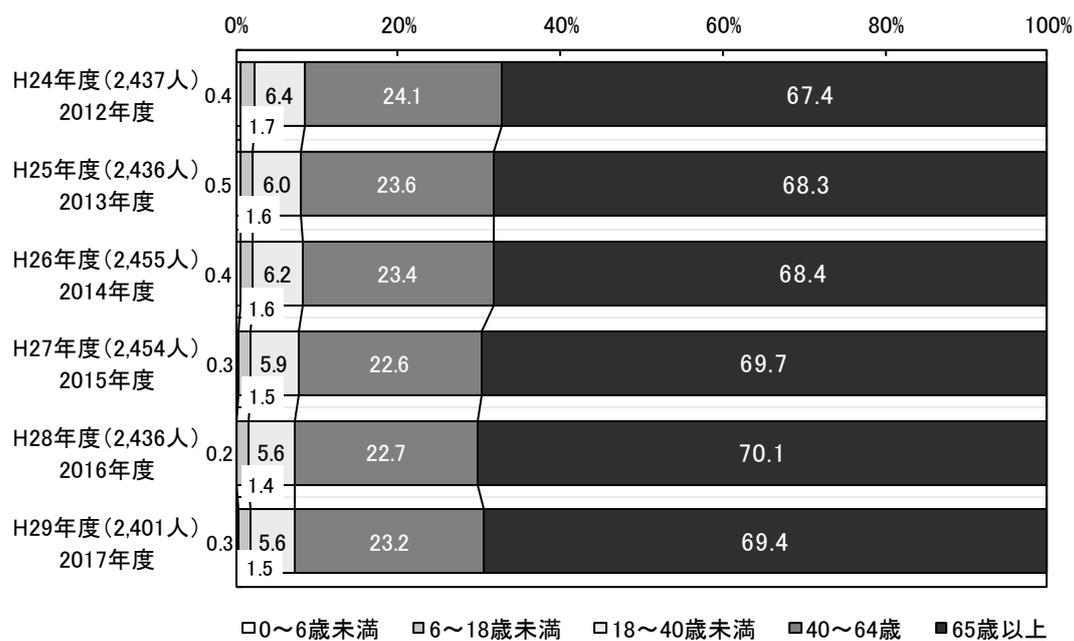
※各年度4月1日時点の登録者数

〔精神障害者・等級別認定者数の推移〕



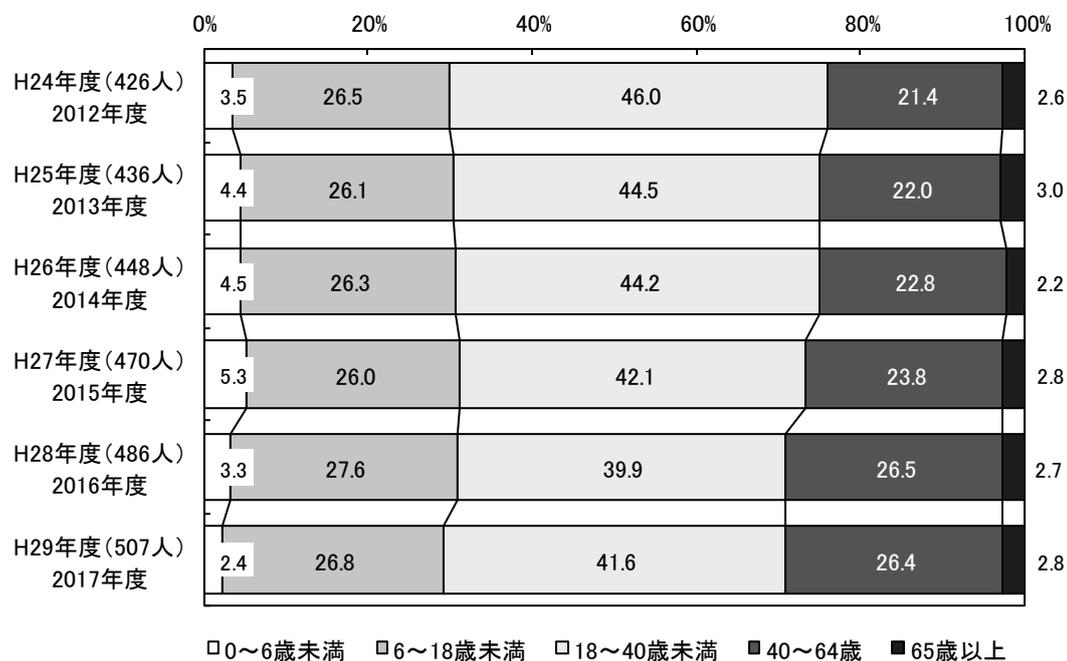
※精神障害者の手帳は2年ごとの更新のため、当該年度の数には前年度と前々年度の交付件数を合計して推計値としている（資料：「精神保健福祉の動向」東京都立多摩総合精神保健福祉センター編）

〔身体障害者・年齢別の推移〕



※各年度4月1日時点の登録者数

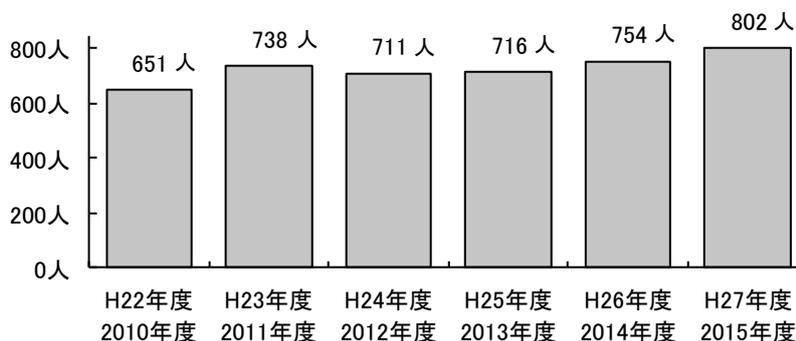
〔知的障害者・年齢別の推移〕



※各年度4月1日時点の登録者数

(2) 難病等医療費助成認定者の数

〔難病等医療費助成認定者数〕

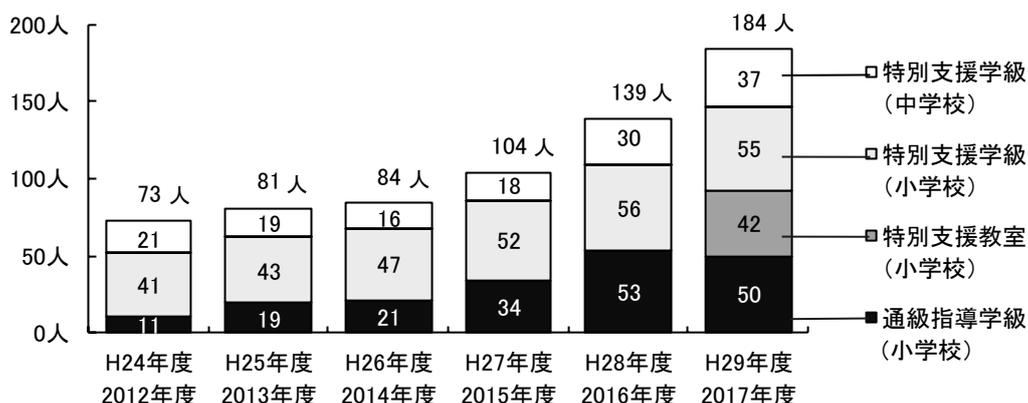


※各年度3月31日現在

※東京都福祉保健局「年報」衛生統計年報編：特殊疾病認定患者数

(3) 児童・生徒の状況

〔特別支援学級・特別支援教室・通級指導学級の児童・生徒数の推移〕



〔特別支援学級・特別支援教室・通級指導学級の児童・生徒数〕 (単位：人)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
清瀬小学校*1	2	8	5	3	1	6	25
清瀬第七小学校*1	3	2	4	8	8	5	30
清瀬第八小学校*2	1	4	15	11	10	9	50
清瀬第八小学校*3	1	1	1	2	5	2	12
清瀬第十小学校*3	0	3	3	1	3	1	11
清明小学校*3	0	2	6	5	3	3	19
合計	7	20	34	30	30	26	147

	1年	2年	3年	合計
清瀬中学校*1	10	21	6	37

小中合計	184
------	-----

※平成29年5月1日現在

*1：特別支援学級 *2：通級指導学級 *3：特別支援教室

〔特別支援学校の児童・生徒数（障害別）〕

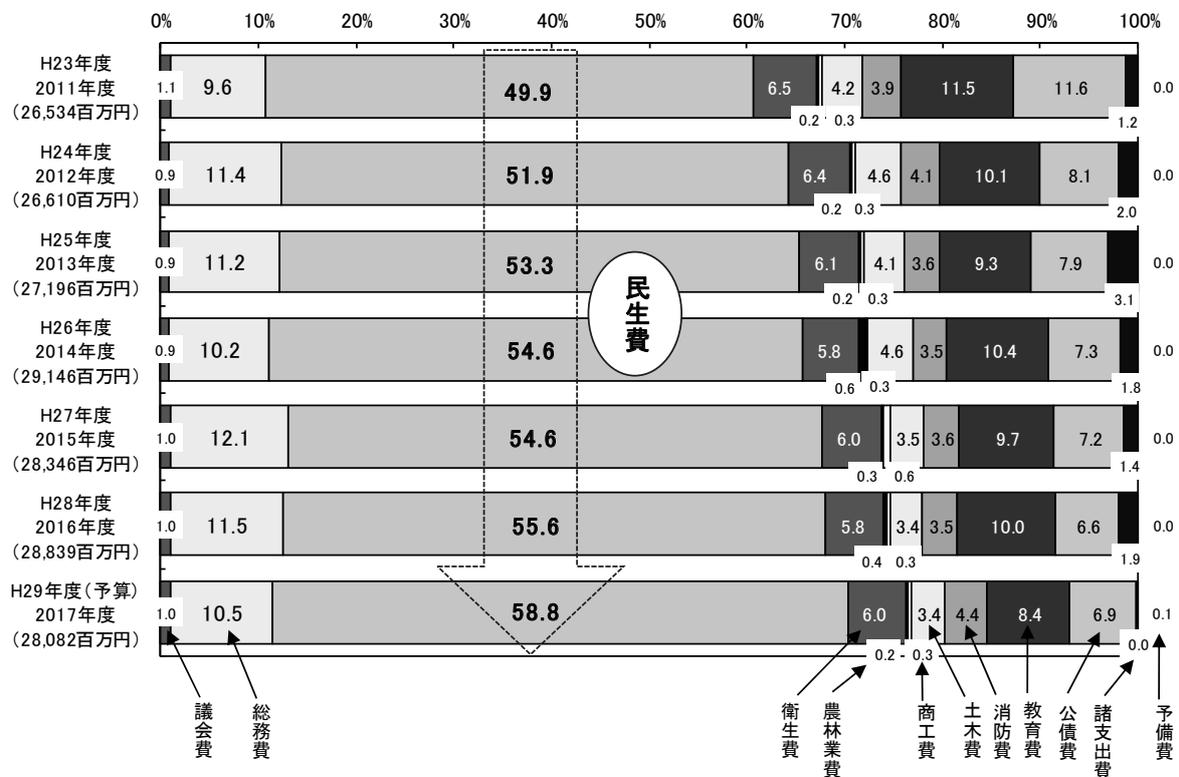
(単位：人)

	知的障害	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	病弱	合計
小学部	33	1	1	1	0	36
中学部	13	3	0	0	0	16
合計	46	4	1	1	0	52

※平成 29 年 5 月 1 日現在

3. 一般会計決算（予算）における民生費の割合

〔民生費の割合の推移〕



4. サービス整備状況マップ

サービス整備状況マップ H29.12.1 現在

居…居宅介護	生…生活介護	発…児童発達支援
重…重度訪問介	施…施設入所支援	放…放課後等デイサービス
同…同行支援	共…共同生活援助	保…保育所等訪問支援
行…行動支援	自…自立訓練(機能訓練)	日…日中一時・緊急一時保護
移…移動支援	就…就労移行支援	計…計画相談
生…生活サポート	A…就労継続支援(A型)	地…地域活動支援センター
短…短期入所	B…就労継続支援(B型)	就…就労支援センター

地域生活支援センター どんぐり



元町 1-13-24
☎042-495-5110
相談時間：
月～金曜日
9:00～20:00
土曜日
13:00～20:00

地域で生活する主に精神障害者の日常的な相談に応じています。サービス等利用計画を作成します。創作活動等の提供や、社会との交流の促進等を行っています。

精神
障害者向け

子どもの発達支援・交流センター とことこ

子ども
のこと



竹丘 1-15-8
☎042-495-3030
相談時間：
月～金曜日 9:30～17:00
(12:00～13:00 除く)

本人(0～18歳)やお子さんの発達に不安を持つご家庭とその関係者を対象に支援を行っています。

■相談支援

専門分野のスタッフが相談をお受けします。サービス等利用計画も作成します。

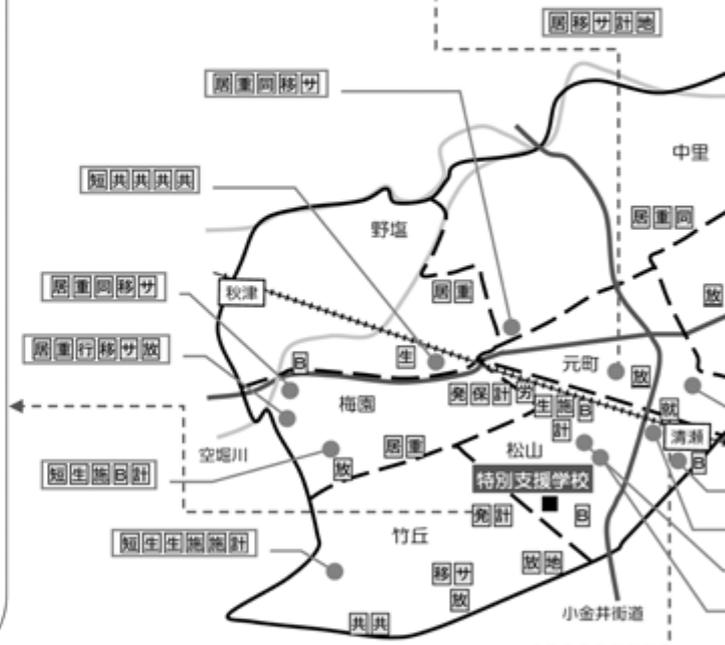
■発達支援

- ・専門発達支援
(0～18歳のご本人)
- ・通園支援
(3～6歳のお子さん)
- ・母子支援



■地域支援

- ・巡回相談指導
- ・研修・講座、講師の派遣
- ・関係機関との連携



障害者就労支援センター ワークル・きよせ



元町 1-9-14
☎042-495-0010
開業時間：月～金曜日 9:00～17:00

障害者が地域で自立して生活を続けるために、就労支援相談、職場の開拓、求職活動等支援、準備訓練、職場実習、職場定着、離職時の調整や再チャレンジの支援、関連機関との連絡調整や日常生活上(健康管理、生活支援、対人関係等)の問題に関する相談を行いながら、障害者の働きたいという気持ちを応援します。

就労
のこと

市役所 障害福祉課



中里 5-842
 ☎042-497-2072・2073 (直通)
 障害者福祉制度全般。
 虐待によって障害者の権利や尊厳が脅かされることを防ぐために、障害者虐待防止センターを設置しています。

**手帳やサービス
障害者福祉制度
全般のこと**

**身体・知的
障害者向け**

**障害者福祉センター
(清瀬市社会福祉協議会)**

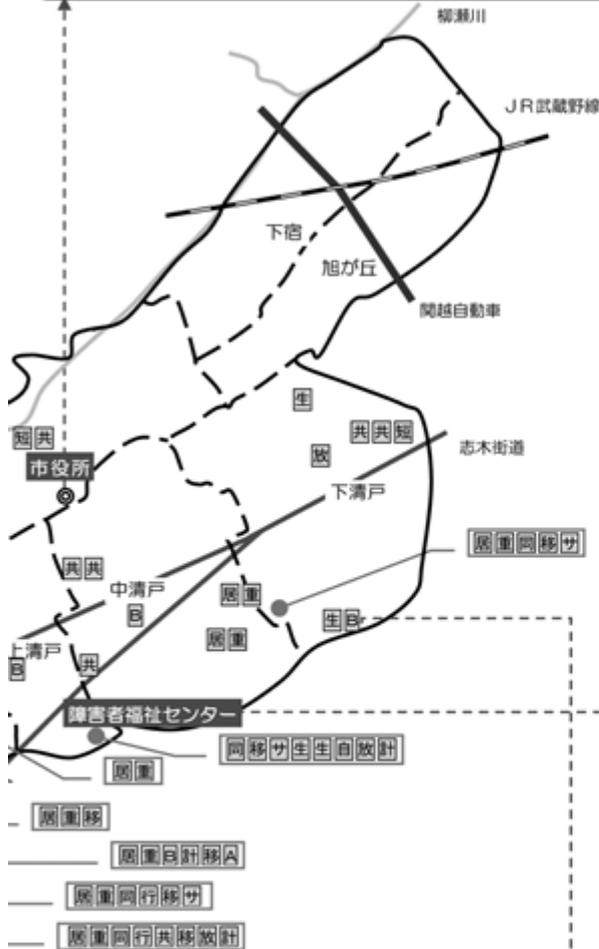
身体障害者を対象とした生活介護事業所と機能訓練事業所、知的障害者を対象とした生活介護事業所、心身障害児の放課後等デイサービスを実施しています。

- 身体障害者 生活介護事業 (のぞみ生活介護事業所)
- 身体障害者 機能訓練事業
- 知的障害者 生活介護事業 (清瀬ひまわり園)
- 放課後等デイサービス事業 (学童クラブのびのび)
- 同行援護事業 ■移動支援 ■生活サポート
- 入浴サービス事業



上清戸 1-16-62
 ☎042-495-5511
 受付時間：
 月～金曜日
 8:30～17:00

- 清瀬市社会福祉協議会 相談支援事業
 主に身体や知的の障害をお持ちの方とご家族を対象に、生活上の困りごとや福祉サービスの利用に関する相談支援を行っています。サービス等利用計画も作成します。
 当センター内 (受付時間はセンターと同様)
 ☎042-495-5513



きよせ権利擁護センター あいねっと

下清戸 1-212-4
 コミュニティプラザひまわり 2階
 (清瀬市社会福祉協議会)
 ☎042-495-5573
 受付時間:月～金曜日 8:30～17:00

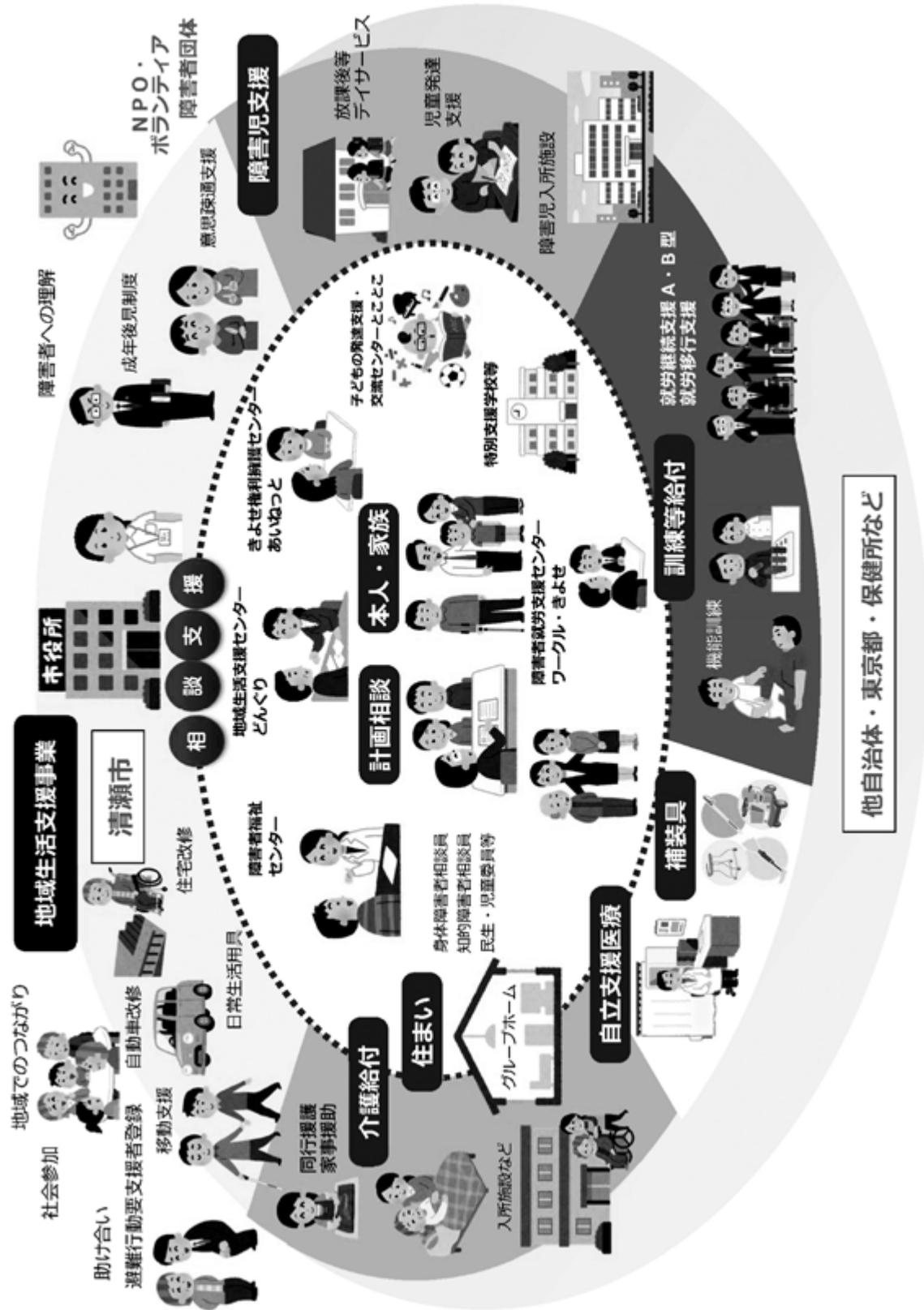


高齢者や知的障害・精神障害などのある方が、住みなれた地域の中で安心して暮らせるようお手伝いをします。

- 成年後見制度
- 地域福祉権利擁護事業
- 福祉法律専門相談
- 成年後見専門相談
- 福祉サービスに関する苦情相談
- 後見人サポート
- 市民向けセミナー、出前講座

**権利擁護
のこと**

5. 障害のある方をささえる清瀬市のしくみ



6. 障害福祉サービス事業所数と定員数

〔地域別事業所数と定員数〕

	合計	上清戸	元町	中清戸	下清戸	中里	野塩	松山	竹丘	梅園
居宅介護	15		2	2	1	2	1	4		3
重度訪問介護	14		1	2	1	2	1	4		3
同行援護	7	1			1	2		2		1
行動援護	3							2		1
短期入所	5 (31)				1 (2)	1 (7)	1 (4)		1 (8)	1 (10)
生活介護	9 (345)	2 (51)			2 (40)		1 (34)	1 (40)	2 (120)	1 (60)
施設入所支援	4 (210)							1 (30)	2 (120)	1 (60)
共同生活援助	17 (106)			3 (19)	2 (14)	1 (7)	4 (25)	4 (22)	3 (19)	
自立訓練（機能訓練）	1 (6)	1 (6)								
就労移行支援	1 (20)							1 (20)		
就労継続支援 A 型	1 (10)							1 (10)		
就労継続支援 B 型	9 (201)	1 (10)		1 (20)	1 (10)		1 (39)	4 (110)		1 (12)
計画相談支援	9	1	1					3	2	2
児童発達支援	2 (40)								1 (10)	1 (30)
放課後等デイサービス	9 (90)	2 (20)	1 (10)		1 (10)			1 (10)	2 (20)	2 (20)
保育所等訪問支援	1									1
移動支援	11	1	1		1	1		4	1	2
生活サポート	8	1	1		1	1		1	1	2
地域活動支援センター※	2		1						1	
就労支援センター	1		1							
合計	129	10	9	8	12	10	9	33	16	22

※平成 29 年 7 月現在の障害福祉課が把握している平成 30（2018）年 3 月までの閉所及び開設予定の事業所を含む

※（ ）内は、定員数

○上記は清瀬市内のサービス事業所の整備状況であり、実際には市外の事業所を利用している方もいます。

7. 障害のある方のご意見

(1) 調査実施の概要

○本計画の策定の基礎資料とするため、平成 28 年度に、「清瀬市障害者計画・第 5 期障害福祉計画策定に向けた調査」を実施しました。

○対象者抽出の基準日は、平成 28 年 10 月 1 日現在、対象者の抽出方法は、無作為抽出です。

〔調査実施の概要〕

調査名	健康福祉部関連の計画策定に係るアンケート調査 【障害者計画・障害福祉計画】			
目的	ノーマライゼーションの理念のもと、障害者の状況を踏まえ、社会状況の変化や複雑多様化するニーズに的確に対応し、サービスの一層の向上を図ることを目的に、平成 30 (2018) 年度からはじまる障害者計画及び第 5 期障害福祉計画を策定する際の基礎資料とするため			
対象者	身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、難病患者等で、施設入所をしていない清瀬市民、ただし、市内共同生活援助の利用者は対象とした			
調査対象数	障害の種類	発送数	回収数	回収率
	1 知的	300	796	49.5%
	2 身体	799		
	3 精神	399		
	4 難病	99		
合計	1,597			
記名の有無	無記名式			
調査期間	平成 28 年 10 月 25 日～平成 28 年 11 月 28 日			
調査方法	郵送配布・郵送回収			

(2) 調査結果の概要

調査結果の詳細については、「清瀬市障害者計画・第 5 期障害福祉計画策定に向けた調査」報告書を清瀬市立中央図書館と駅前図書館で公開（貸し出可）しています。

①現在の暮らしと希望する将来の暮らし

○現在の暮らしは、「家族と生活」70.9%がもっとも高く、約 7 割を占め、希望する将来の暮らし方は、「現在の家族と一緒に暮らしたい」48.6%が約 5 割を占めています。

○調査結果からは、入所施設やグループホーム等で暮らしている人が 3.8%であるのに対し、いずれ入所施設やグループホーム等で暮らしたいと回答した人が 10.1%であり、将来的なニーズが高いことがわかりました。

②悩みごとや困ったこととその相談先

○悩みごとや困ったことについて、74.9%が『ある』と回答し、その内容は、「病気のこと」39.9%がもっとも高く、次いで「将来の援助（介護）のこと」33.4%、「経済的なこと」32.8%、「医療のこと」26.5%と続いています。

○悩みごとや困ったことの相談先は、「家族・親戚」70.0%がもっとも高く、次いで「病院の人（医師・看護師等）」「知人・友人」が2割台と続いています。それ以外の相談先は、1割台以下となっており、7割以上の人は何らかの悩みごとや困ったことがあると回答している中、さらなる相談支援体制の充実が求められています。

③働きやすい環境にするために必要なこと

○働きやすい環境にするために必要なことは、5割以上の人「周囲の人たちの障害や病気への理解がある」「障害や病気の状態にあわせた働き方ができる」をあげています。障害や病気への理解と、障害者一人ひとりのニーズに対応した支援が求められています。

④制度・法律等の認知度

○制度・法律等の認知度について、『知っている』人の割合をみると、“地域福祉権利擁護事業”は33.5%、“成年後見制度”^{*}は65.1%、“障害者虐待防止法”は54.1%、“市の虐待対応”は30.8%、“障害者差別解消法”は37.9%となっています。

○障害や病気を理由とする差別を感じたことが『ある』人は26.9%となっています。

○障害者の生活を支える制度・法律などに関心を持ち、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することが求められています。

⑤地震や災害などの緊急時について

○災害（地震など）時の対策として充実してほしいこととして、「障害や病気に配慮した避難所整備・備蓄品の確保」「医療面での配慮」への対応が高くあげられています。「避難場所・避難所への誘導」「災害発生の連絡」「災害時の安否確認」は約4割、「地域で助け合える体制の整備」「女性に配慮した避難所整備・備蓄品の確保」は約3割の人が希望しています。

⑥重点的に取り組むべき施策

○重点的に取り組むべき施策については、「障害や病気に対する理解の促進」「医療機関の充実」を望む人が約5割となっています。

○また、3割以上の人「経済的支援の充実」「相談支援体制の充実」「障害者に対する差別の解消の推進」「災害時の支援体制の整備」「建物・道路などのバリアフリー化」「雇用・就労支援の充実」を望んでいます。

Interview

本計画の策定にあたり、「清瀬市障害者計画・第5期障害福祉計画策定に向けた調査」を実施し、暮らしの中で感じているニーズを多くの方から伺いました。

ここでは、一人ひとりがどのように暮らしているのか、より深く伺うため、2名の方に密着取材しました。

■ 清瀬視覚障害 四季の会の活動

Sさんは、小学生の頃から視力が低下したため、目の見える生活、弱視の生活、そして現在の全く見えない生活を経験しています。3つの生活を経験しているからこそ分かることがあると思い、代表を引き受けました。

四季の会の活動を通して目の見えない人に色々な体験をしてほしい。また、障害のある人もない人も一緒に活動することによって、お互いを理解するきっかけになればと願っています。現在、会員募集中です！

■ 障害福祉サービスについて

「目が見えないから何もできない」と思われがちですが、そんなことはありません。ちょっとした助けがあれば大抵のことはできます。同行援護などの障害福祉サービスがより利用しやすくなるよう、行政にも働きかけています。



〔盲導犬シシリーと〕

男性 Sさん (60歳代)

視覚障害1級

市内松山で治療院を経営

清瀬視覚障害 四季の会代表

思い出

2頭の盲導犬と30年近く一緒に過ごしました。自由な時間を得るとともに、盲導犬と心が通い、精神面でよいところがたくさんありました。

同行援護(ガイドヘルパー)

用途は主に余暇活動で、カラオケ、ボーリング、買い物、食事などで、生活に潤いを与えてくれます。食事の時、どこに何があるかやメニューなども教えてくれるので助かります。

前向きに生きる

盲学校ではりとマッサージの資格を取った後、営業マンや飲食店経営をしながらマッサージの仕事続け、現在の治療院を開業しました。

1日の過ごし方

7:00 起床

朝食後、奥様が自宅から仕事場へ送る

9:00 治療院到着・仕事

治療は、予約制で1人1時間程度

平日は体調を考え1日5~6人の予約に抑えている。日曜日は、10人程度治療することもある(忙しい!)

20:00 仕事終了

奥様のお迎え、夕飯(外食のときもある)

録画したテレビを聴く

23:00 就寝



〔治療院で施術中〕

男性 Tさん (20 歳代)

知的障害3度

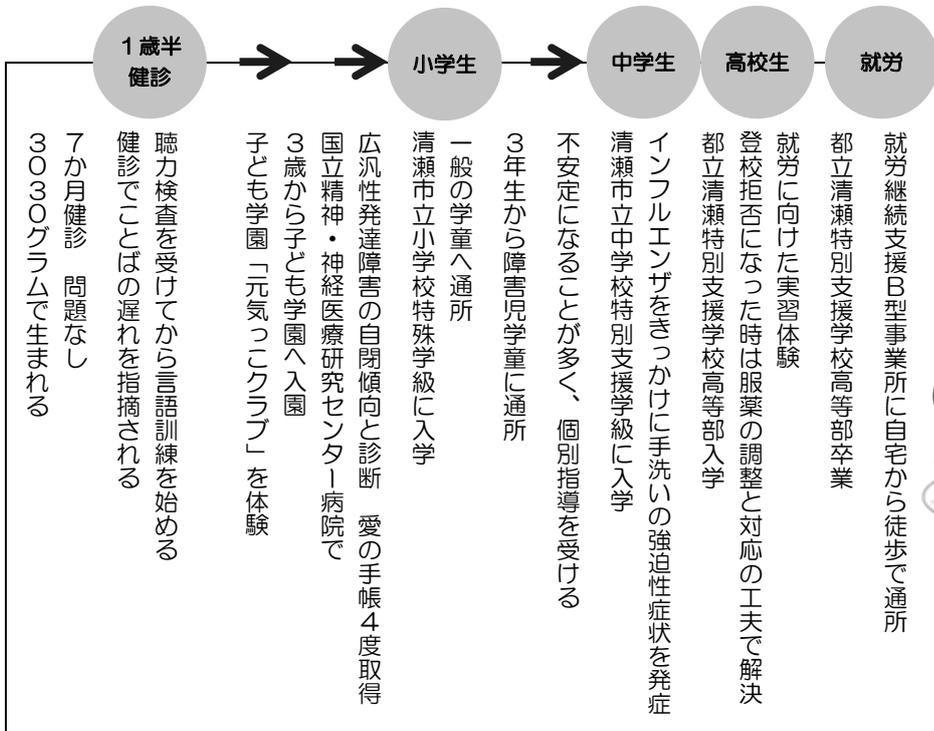
就労継続支援B型事業所に通所

仲間に会えることやお給料を楽しむに、毎日がんばっています。



〔事業所で仕事中〕

療育等の経緯



早い時期から

市の1歳半健診後の相談・面接を通して、早い時期から療育を始めました。また、障害をもつ子どもの親同士のつながりができました。



お姉さんと同じ小学校に通いました。現在は毎朝、お父さんと一緒に歩いて通所しています。家族と助け合って生活をしています。

家族で

就労は、実習体験を通して、Tさんの特性にあった環境等を考えて、市外の就労継続支援B型事業所を選びました。

実習体験

Tさん本人はこれからも家族と暮らしたいと望んでいます。

将来は

家族は、親が年をとった後は、本人らしく過ごせる仕事とグループホームのような環境があればと願っています。



〔コンビニで買い物〕

1日の過ごし方

6:00 起床 (目覚ましで)

ストレッチ

洗濯物を干す

洗面、体温を測り体調をチェック

朝食

音楽を聞いたりする

7:50 家を出る

50分歩いて通所先へ

↓ 紙袋制作の線引き、折り込み、お弁当の盛付

↓ 洗い物、廃品回収、ポストイングなど

16:00 仕事終了 (お母さんに電話をする)

歩いて清瀬市へ

16:40

お母さんと待ち合わせたコンビニでおやつを買う

お母さんと自宅に帰る

花壇の世話、手洗い・うがい、お米をとぐ

おこづかい帳をつける

夕飯

テレビの録画をチェックする

入浴 (一人で)

20:00 就寝

第3章 基本理念 施策の体系

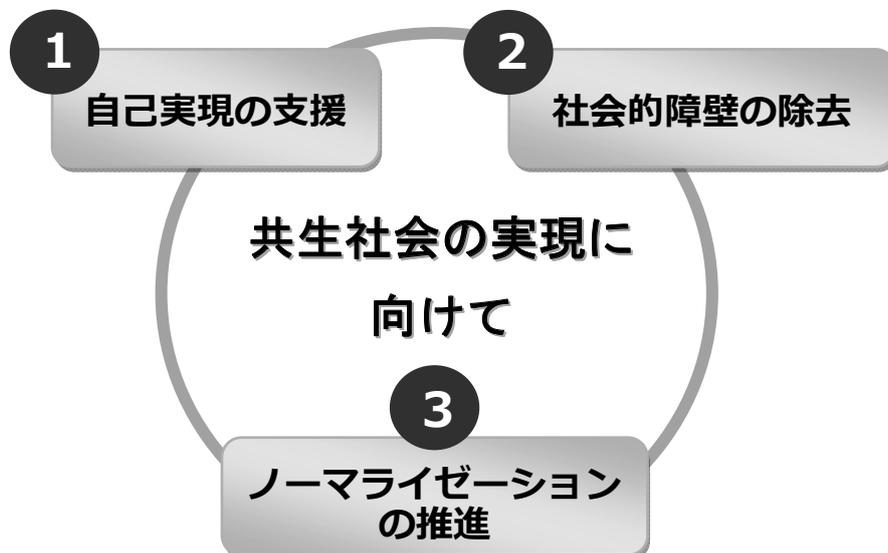
1. 計画の基本理念

平成21年に策定した市の障害者計画では、「ノーマライゼーションの実現（理念から実践へ）」を基本理念に掲げました。ノーマライゼーションとは、障害のある人となない人が、同じように地域で暮らすことを当然のこととする考え方で、市はこの理念に沿って各施策を推進することにしました。

国においては平成23年8月、本計画の根拠法となる障害者基本法が一部改正され、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的規定とし、障害者の定義の見直しや差別の禁止などが規定されました。その後、障害者虐待防止法、障害者差別解消法の制定など、障害者の人権を守る法的整備がなされてきました。特に障害者自立支援法から障害者総合支援法への改正では、「基本的人権を享有する個人としての尊厳」が明記され、共生社会の実現や社会的障壁の除去などが法の理念とされました。これらの国内法の整備をうけて、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を締結しています。

今回の計画では、障害のある人が地域で安心、安全に暮らすことができ、必要な支援を受けながら自らの意思決定により社会の活動に参加し、自らの持つ力を発揮し自己実現できること、また、障害のある人の活動を制約や制限する社会的障壁を取り除き、障害のある人の自立と社会参加を進める支援を総合的かつ計画的に進めていきます。このような考えから、市は、前期計画を引き継ぎながら、障害者基本法の理念を踏まえ、本計画の基本理念を「共生社会の実現に向けて」とします。

〔 基本理念と3つの考え方 〕



2. 基本理念を支える3つの考え方

この基本理念に基づく各施策を展開していくにあたり、すべての施策に共通する3つの考え方を設定します。

1

自己実現の支援

障害のある人が主体的に行った決定と選択を尊重し、それを叶えるための適切なサービスの提供等に努めます。主体的な決定と選択を行うための手助けとして、相談支援体制を強化します。

また、それぞれのライフステージ[※]に応じた支援を行い、学校教育や就労、文化活動や生涯学習などを通じ、本人が持っている力を発揮し、その人らしい自立した人生が送れるように支援します。

2

社会的障壁の除去

障害のある人は、暮らしの中でさまざまな障壁に直面します。障害者虐待防止法や障害者差別解消法などを普及啓発し、法を社会に浸透させることで、差別や偏見などに基づく社会的障壁の除去に努めます。

また、障害のある人が必要とする社会的障壁の除去のための配慮や工夫、障害のある人への合理的な配慮を行える人材を育成します。

3

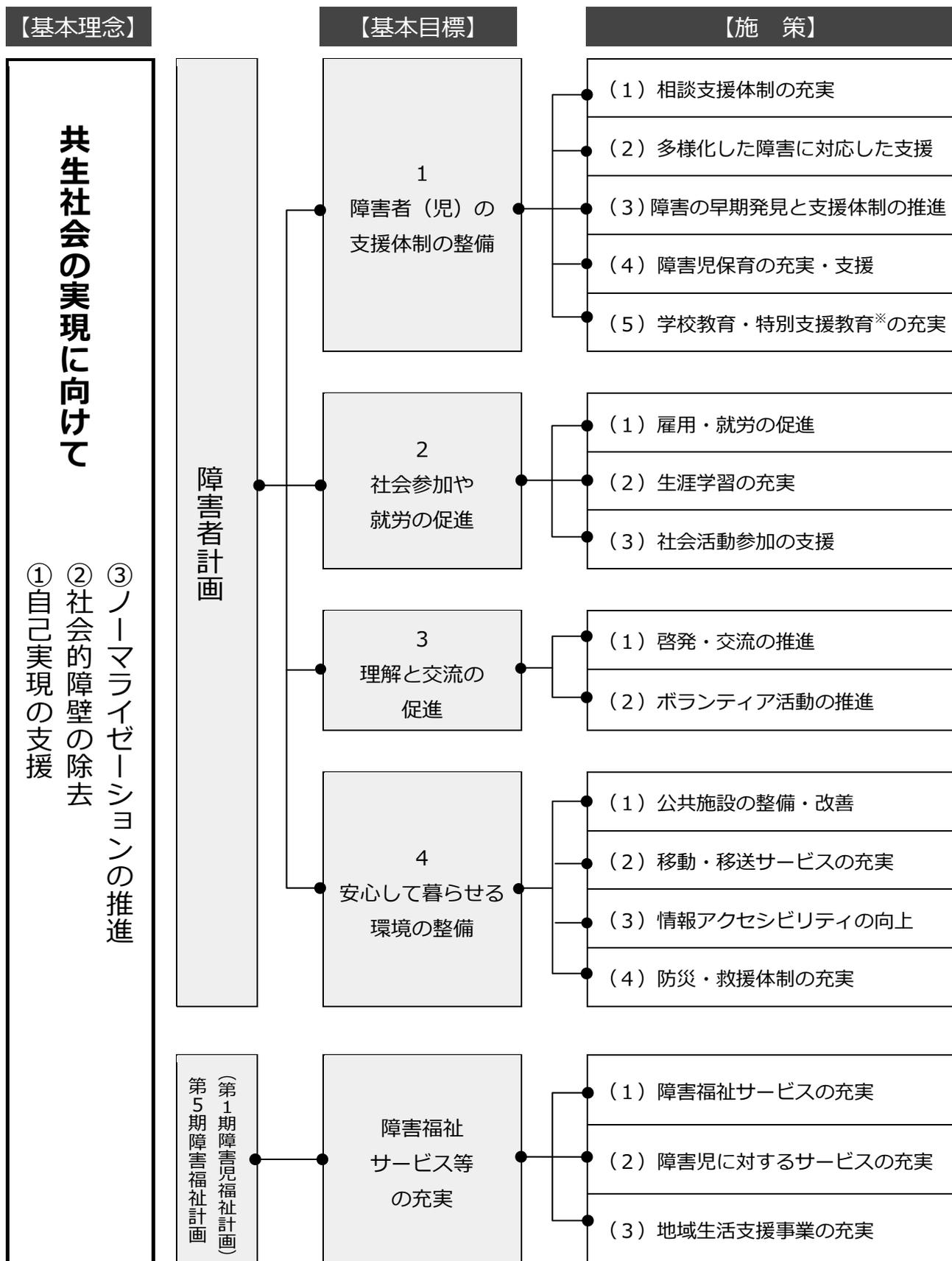
ノーマライゼーションの推進

障害のある人もない人も共に支え合い、安心して暮らせる共生社会を目指すため、理解と交流を促進し、心のバリアフリーを推し進めます。

すべての人がお互いの人格や個性を尊重し合いながら、誰もが快適に暮らせる共生社会をつくることで、すべての人の人権が尊重されるノーマライゼーションの実現を目指します。

3. 障害者計画（第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）の体系

〔 計画の体系 〕



〔 障害者計画の実施事業 〕

基本 目標	施策	障害者計画の実施事業
1	(1)	1. 特定相談支援事業所の整備 2. 市役所内・各種関係機関の連携 3. 障害者虐待防止の推進
	(2)	4. 発達障害者・高次脳機能障害者・難病患者等の障害の多様化に応じた支援体制の充実 5. 高齢障害者への介護保険サービス利用の支援 6. 障害者相談員活動の充実 7. 権利擁護の推進
	(3)	8. 早期発見と支援体制の推進 9. 健診のフォローと関係機関の連携
	(4)	10. 集団保育における保育所等への支援 11. 保健・福祉・教育の連携
	(5)	12. 特別支援教育の充実 13. 学校における福祉教育の実施
2	(1)	14. 清瀬市障害者就労支援センターを中心とした就労支援体制の充実 15. 法定雇用率の水準維持 16. 障害者施設製品の販路拡大・物品等の優先調達の推進
	(2)	17. 生涯学習の機会の充実 18. 図書館サービスの充実
	(3)	19. 障害者スポーツ、レクリエーションの促進 20. 文化・芸術活動の促進
3	(1)	21. 心のバリアフリーの推進 22. 地域と施設の交流を促進 23. 「障害者週間」の普及・啓発活動の促進
	(2)	24. ボランティア活動の支援
4	(1)	25. 公共施設等のバリアフリー※化・ユニバーサルデザイン※化の推進 26. 歩行環境の整備 27. 公共交通機関事業者への要望
	(2)	28. コミュニティバスの利便性の向上 29. 公共施設の障害者専用駐車スペースの確保 30. 福祉有償運送事業者への支援
	(3)	31. 情報アクセシビリティの向上 32. 選挙における配慮 33. 障害に配慮した窓口対応の向上 34. 意思疎通支援の充実
	(4)	35. 避難行動要支援者登録制度の普及・推進 36. 防災・救援体制の確立

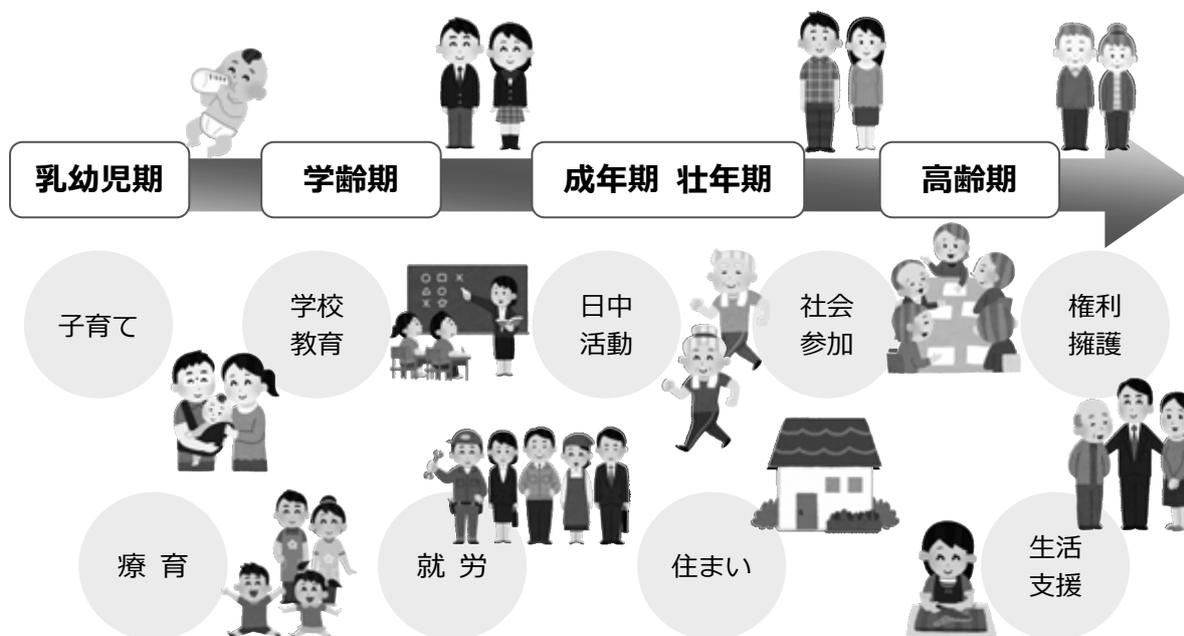
2部 障害者計画

第 1 章 施策の展開

1. 障害者（児）の支援体制の整備

障害者総合支援法では障害者が望む地域での生活を実現するために必要なサービスやさまざまな地域の資源を組み合わせることで、障害者が支援チームによって支えられ安心した地域生活が可能となることを目指しています。平成 27 年 4 月からはサービスや資源を有機的に結びつけ、サービス提供者・関係者を調整し、支援チームで障害者を支えるための具体的支援を表したサービス等利用計画の作成が、サービスを利用するすべての方に必要となりました。

〔継続的な相談支援のイメージ〕



〔ライフステージに応じた支援の一例〕

乳幼児期	学 齢 期	成年期 壮年期	高 齢 期
← 家族支援、権利擁護、虐待防止 →			
早期発見・早期療育 発達・発育のこと 育児に関すること	教育・学習 放課後支援のこと 就労・将来のこと	経済的なこと 病気・医療のこと 金銭管理 就労・将来のこと 社会参加や活動の場	経済的なこと 介護保険サービス 住まい 加齢によって生じる困難な こと リハビリ 社会参加や活動の場

(1) 相談支援体制の充実

障害のある人が身近なところで安心して相談ができ、適切な助言や援助が受けられる支援体制を充実させることが求められています。地域において安心して主体的な生活を送るために、障害の種類やライフステージに応じて継続的な相談支援と一人ひとりの状況に合った選択ができるよう、切れ目のないサービスの提供を行います。

事業番号	事業名	事業概要
1	特定相談支援事業所の整備	特定（障害児）相談支援事業所の指定を行う。指定を受けた事業所の運営が適正に行えるよう支援する。
2	市役所内・各種関係機関の連携	庁内の関係各課との連携、及び関係機関との情報交換が行いやすい関係づくりと連携を進める。
3	障害者虐待防止の推進	障害福祉課で虐待の通報・届出などの受付、及び障害者の安全確認・事実確認・養護者支援を行う。市民や関係機関への啓発を行い虐待防止を推進する。

(2) 多様化した障害に対応した支援

発達障害者・高次脳機能障害者・難病患者等は適切なサービスにつなぐりにくい傾向がありました。また、障害のある女性や障害のある子どもは虐待や権利侵害など複合的な困難を抱えやすい状況にあります。そして、障害のある65歳以上の方は障害福祉サービスから介護保険サービスに移行しますが、それまでの生活の質を維持するための支援が必要となります。このような制度の谷間や制度上の理由で適切なサービスを受けられない人をなくすために、関係機関の連携を強化し多様化した障害に対応した相談支援を行います。

事業番号	事業名	事業概要
4	発達障害者・高次脳機能障害者・難病患者等の障害の多様化に応じた支援体制の充実	子どもの発達支援・交流センター、保健所、医療機関と連携する。18歳以上の発達障害者の相談に対応するため相談支援専門員のスキルアップを図る。 北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会の運営と高次脳機能障害者家族会を支援する。
5	高齢障害者への介護保険サービス利用の支援	障害のある65歳以上の人に、必要な介護保険サービスが受けられるよう支援する。また、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行においては、十分な情報提供を行う。
6	障害者相談員活動の充実	当事者及び家族である相談員による活動が円滑に行えるよう会場確保や相談員への情報提供及び市民への広報を行う。
7	権利擁護の推進	成年後見制度推進のためにきよせ権利擁護センターに補助を実施する。

コラム

北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会

- ・協議会は近隣 5 市（小平市・東村山市・東久留米市・西東京市・清瀬市）の医療機関や行政、障害者支援施設などを構成員として高次脳機能障害者を支援するために平成 22 年に設立されました。

■市民交流事業

- ・高次脳機能障害の理解を深めるために、年 1 回、市民交流事業（講演会）を開催しています。「リハビリテーション」「記憶障害」「就労支援」などをテーマに開催し、毎年 200 人ほどが参加しています。

■高次脳機能障害者と家族会「絆」

- ・平成 21 年に清瀬市で開催された高次脳機能障害の講演会に参加者した家族の呼びかけから、近隣 5 市の家族会「絆」が結成されました。



〔平成 26 年に清瀬市で開催した市民交流事業（講演会）〕

(3) 障害の早期発見と支援体制の推進

「清瀬市障害者計画・第 5 期障害福祉計画策定に向けた調査」では、障害者（児）が地域で安心して暮らしていくために「療育の充実」が、特に 18 歳未満の人たちに重視されています。

障害のある子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育ニーズ・福祉ニーズが充足されるよう、障害のある子どもたちが地域社会の中でその子らしく成長できるよう、環境の整備を推進します。

事業番号	事業名	事業概要
8	早期発見と支援体制の推進	健康センターで実施している乳幼児健診及び保育園、幼稚園、子どもの発達支援・交流センター等と連携し、発達・発育の遅れや気になる子どもの早期発見・早期支援を行う。
9	健診のフォローと関係機関の連携	健康センター、子どもの発達支援・交流センター、子ども家庭支援センターの 3 センター及び保育園、幼稚園、医療機関、療育機関、学校と連携する。

(4)障害児保育の充実・支援

市内には障害のある子どもの通園施設として子どもの発達支援・交流センターと日本社会事業大学附属子ども学園があります。また市内の保育園、幼稚園でも障害のある子どもの受け入れが進んでいます。子どもの発達支援・交流センターによる保育園、幼稚園、学校に対する巡回相談等や、障害のある子どもの理解を深めるための研修・講座の実施により人材の育成を進めています。これらの活動は就学した後の子どもの支援にもつながっています。今後も子どもの多様性に応じたさまざまな受け入れ態勢を充実させながら障害児保育の充実を図ります。

事業番号	事業名	事業概要
10	集団保育における保育所等への支援	保育園、幼稚園の障害児保育を充実させるために子どもの発達支援・交流センターの巡回相談、研修を行う。
11	保健・福祉・教育の連携	健康センター、保育園、幼稚園、療育機関、教育部門と連携し、対象児童のよりよい支援を行う。

コ ラ ム

子どもの発達支援・交流センター とことこ

- ・平成21年4月に子どもの発達支援・交流センター とことこは「地域と連携・交流しながら地域に暮らす親子を支える」を基本理念として設立しました。「とことこ」は市民公募により選ばれた愛称です。
- ・子どもの成長・発達上に何らかのつまずきのある0～18歳までの子どもと家族への支援として、発達相談・心理相談などの相談支援、言語聴覚訓練や社会性訓練などの発達支援、集団生活と遊びを通して社会性を高める通園支援などを行っています。また母子グループやペアレントプログラム等の家族支援も行っています。
- ・また、保育園・幼稚園・学校など関係者への巡回相談等により支援者の支援力の向上につなげています。そのほか、年2回開催している市民向けの講演会や支援者向け研修会の開催、関係機関への講師派遣などにより、子どもの地域での育ちを支えるとともに、家族だけではなく関係者への支援、地域の支援力の向上、連携をつくり出して地域療育の拠点になることを目指しています。
- ・これらの地域療育の拠点としての活動でつくられた関係機関との連携が、18歳までの子どもたちへの支援につながっています。



〔とことこの通園クラスに通う子どもたち〕

(5) 学校教育・特別支援教育の充実

就学支援シートを活用して、就学前通所先と小学校・特別支援学校で障害のある児童についての情報を共有していきます。就学時には障害の特性に応じた学びの場についての情報を保護者に提供し、それぞれの児童に適した選択ができるよう支援します。また、就学中の学習や発達面での不安や悩み、転学の相談にも丁寧に対応します。

教育委員会では特別支援教育推進のため平成 29 年度から市内小学校に特別支援教室を設置しています。特別支援教室では障害の特性に対応するため少人数で個々の児童・生徒に合った指導計画を作成し指導しています。

事業番号	事業名	事業概要
12	特別支援教育の充実	平成 30 年度にすべての市内小学校に特別支援教室を設置する。 平成 33 年度までにすべての市内中学校に特別支援教室を設置する。
13	学校における福祉教育の実施	小中学校の「総合的な学習の時間」等において、乳幼児・高齢者、障害者等との交流等により福祉教育を進める。

2. 社会参加や就労の促進

(1) 雇用・就労の促進

働くことは障害の有無にかかわらず、生きがいや自己の実現、社会参加につながる大切な要素です。とりわけ働く機会の提供や支援は経済的自立や社会的自立を実現するための重要な施策と言えます。

「清瀬市障害者計画・第 5 期障害福祉計画策定に向けた調査」では、障害者（児）が地域で安心して暮らしていくために「雇用、就労支援の充実」を望む人の割合が、10～30 歳代、精神障害者、難病患者の方々において高くなっています。

清瀬市を所管するハローワーク三鷹管内（三鷹市、武蔵野市、東久留米市、西東京市、清瀬市）における平成 28 年の民間企業（常用労働者数 50 人以上で法定雇用率適用）の障害者雇用率は 1.93%であり、全国（1.92%）、東京都（1.84%）を上回っています。平成 30（2018）年以降の法定雇用率は現行より高い水準となり、今後ともさらに障害のある方の雇用の促進が望まれています。

〔法定雇用率〕

		一般の 民間企業	特殊法人	国 地方公共団体	都道府県の 教育委員会
法定 雇用 率	現 行	2.0%	2.3%	2.3%	2.2%
	平成 30 年 4 月 1 日以降	2.2%	2.5%	2.5%	2.4%

※現行：常用労働者数 50 人以上規模の企業

※平成 30（2018）年 4 月 1 日以降：45.5 人以上規模の企業に変更

※厚生労働省「障害者雇用率制度」

〔障害者雇用率の推移〕

	H20 年 2008 年	H21 年 2009 年	H22 年 2010 年	H23 年 2011 年	H24 年 2012 年	H25 年 2013 年	H26 年 2014 年	H27 年 2015 年	H28 年 2016 年
全 国	1.59%	1.63%	1.68%	1.65%	1.69%	1.76%	1.82%	1.88%	1.92%
東京都	1.51%	1.56%	1.63%	1.61%	1.66%	1.72%	1.77%	1.81%	1.84%
三鷹管内	1.87%	1.95%	1.98%	1.82%	1.88%	1.87%	1.78%	1.85%	1.93%

※厚生労働省「障害者雇用状況」（各年 6 月 1 日現在）

※厚生労働省東京労働局「障害者雇用状況」（各年 6 月 1 日現在）

事業番号	事業名	事業概要
14	清瀬市障害者就労支援センターを中心とした就労支援体制の充実	ハローワーク三鷹、障害者職業センター、障害者を雇用する企業などの関係機関と連携し、障害者の就労を支援する。
15	法定雇用率の水準維持	市の障害者雇用率を「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている法定雇用率以上の水準維持に努める。
16	障害者施設製品の販路拡大・物品等の優先調達への推進	市役所などの公共施設でパンなどの障害者施設製品の販路拡大を支援し、庁内に障害者施設からの優先調達等を働きかける。

コ ラ ム

就労支援施設で働く方

- ・ 障害のある方が就労支援施設で働き、パン、弁当、焼菓子、ジャムなどをつくって公共施設で販売しています。この売り上げが働く方の工賃（給料）になります。



〔昼休みに市役所玄関ロビーでパンを販売〕

(2) 生涯学習の充実

障害のある方が障害の種別にかかわらず、興味・関心のあるものに取り組むことは、知ることの欲求を満たすばかりでなく、人との交流の広がりや充実した日常生活に繋がるものです。多様化・高度化するニーズに応え、利用しやすい運営内容等の工夫について関係機関に協力を求め、障害のある方の生涯学習の機会と場の提供を促進します。

事業番号	事業名	事業概要
17	生涯学習の機会の充実	障害の種別にかかわらず、多様化・高度化する市民のニーズに応えられるよう生涯学習の機会を提供する。
18	図書館サービスの充実	図書館において対面朗読サービス、音訳サービス、図書の宅配サービス、点字図書、大型活字本、インターネットによる情報提供、また、清瀬特別支援学校での読み聞かせなど、障害に配慮したサービスの提供を進める。

(3) 社会活動参加の支援

障害のある方が地域のさまざまな活動に積極的に参加することは、健康づくりや生きがいにつながるものです。身近な市民と交流を図りながら、社会・文化活動に参加する機会が広がるよう各種の主催団体等に協力を求め、障害のある方の社会活動への参加を促進します。

事業番号	事業名	事業概要
19	障害者スポーツ、レクリエーションの促進	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることで、障害者スポーツが活発になることが予想される。スポーツ大会への参加や地域でスポーツ、レクリエーションに親しむ機会を増やす。
20	文化・芸術活動の促進	作品展や音楽祭を開催し、文化・芸術活動を充実させる。

コラム

障害者スポーツ交流会

- 市内の知的障害者通所施設の皆さんが、年1回集まり、施設間の親睦と交流を深めています。スカットボールを通じて、例年 100 名以上の参加者が交流しています。



〔平成 29 年 10 月に開催したスポーツ交流会〕

3. 理解と交流の促進

「清瀬市障害者計画・第5期障害福祉計画策定に向けた調査」では、地域で安心して暮らすために重要な施策として、最も多い 54.9%が「障害や病気に対する理解の促進」と回答しています。共生社会の実現に向けて、福祉・教育・地域等と連携しながら理解と交流を促進します。

(1)啓発・交流の推進

事業番号	事業名	事業概要
21	心のバリアフリーの推進	市民にノーマライゼーションの理念の理解が進み、障害や障害のある人への理解や配慮が広がる啓発活動を行う。ヘルプカードを普及させる。
22	地域と施設の交流を促進	障害者施設と地域住民の交流を進めるイベントなどの開催を支援する。
23	「障害者週間」の普及・啓発活動の促進	12月3日～9日の障害者週間の趣旨を周知するために、市報の活用や講演会の実施、障害者施設の紹介、作品展示・販売を行う。

(2)ボランティア活動の推進

事業番号	事業名	事業概要
24	ボランティア活動の支援	手話サークル・高次脳機能障害者家族会・視覚障害者・身体障害者等の当事者団体の活動の支援や、きよせボランティアセンターに登録する団体等の自発的な活動を支援する。

4. 安心して暮らせる環境の整備

障害のある人や高齢者に限らず、すべての市民が安心して暮らし社会参加できる環境を整備することは重要なことです。安全で快適な生活環境を整えるため、公共施設、大規模施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化、安全に通行できる歩行環境、公共交通機関の整備を進めます。

(1) 公共施設の整備・改善

事業番号	事業名	事業概要
25	公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	平成 32 (2020) 年に完成予定の市役所新庁舎の建設にあたっては障害当事者・高齢者などを含む市民からの意見を取り入れ、利用しやすい施設の建設を行う。既にある施設においては安全で使いやすいものに整備し、「だれでもトイレ (多目的トイレ)」の設置を進める。
26	歩行環境の整備	歩道の段差解消や歩車道の分離、点字ブロックの敷設など誰もが安全に通行できる歩行環境を整備する。放置自転車、不法看板などを撤去し、安全に通行できる環境づくりをする。
27	公共交通機関事業者への要望	鉄道・バス事業者には、誰もが安全に快適に利用できる交通環境にするために、駅舎の改修・ノンステップバスの導入、行き先の電光表示、停留所の整備等について要望する。

(2) 移動・移送サービスの充実

事業番号	事業名	事業概要
28	コミュニティバスの利便性の向上	平成 29 年度に公共交通全般に関する市民アンケートを行った。運行本数の増便、路線延伸・拡大への要望が多い結果を得ている。市民の要望を取り入れながら、市民生活の利便性を向上させる。
29	公共施設の障害者専用駐車スペースの確保	公共施設の駐車場は建物入口付近に障害のある人が優先して使用できる専用スペースを確保している。今後公共的な建築物についても優先スペースを確保するよう協力を求める。
30	福祉有償運送事業者への支援	福祉車両などで移送を行う福祉有償運送サービスを実施している事業者に補助を行い、外出に支援を必要とする障害のある人や高齢者等の移動を円滑にする。

(3) 情報アクセシビリティの向上

「情報アクセシビリティ」とは障害のある人や高齢者など、だれもが必要とする情報をだれもが同じように簡単に入手し利用できることをいいます。特に視覚や聴覚などの障害により情報の取得や伝達に困難を生じる方には、1つの情報伝達方法だけでは伝わらない場合があるので、複数の方法を用いるなどの配慮が必要です。電話、FAX、電子メール、出版物の音訳、手話通訳、要約筆記[※]等により情報弱者をつくらない環境を整えます。

事業番号	事業名	事業概要
31	情報アクセシビリティの向上	市の発行物の音声版を作成し、市のホームページには読み上げ機能をつける。インターネット等を活用した情報提供・意見聴取・各種の申請の整備をすすめる。
32	選挙における配慮	点字投票・代理投票・不在者投票を実施する。 投票所内の合理的配慮をすすめる。 声の選挙公報を作成する。
33	障害に配慮した窓口対応の向上	車いす利用者が対面しやすい高さのカウンターの導入、電光表記による呼び出し等の環境整備や、筆談で対応する、わかりやすい言葉を使用するなど職員が障害に配慮した対応を行う。 また、職員に対して必要な研修を行う。
34	意思疎通支援の充実	聴覚・音声言語障害のある人に手話通訳・要約筆記者を派遣し、市主催の講演会などに手話通訳をつける。手話奉仕員養成研修の実施により、手話を理解する市民を増やす。

コ ラ ム

職員研修の実施

- 市では毎年新入職員を対象に、障害者福祉センターの実習とユニバーサルマナー^{※1}研修を実施しています。

※1：ユニバーサルマナーとは、高齢者、障害者、ベビーカー利用者など、多様な方々の視点に立って支援するための心構えと具体的な方法。



〔障害者福祉センター実習での車いす体験〕

(4)防災・救援体制の充実

災害時に支援を必要とする障害のある方とその家族が安全に避難するためには、避難場所への避難の方法や安否確認などの支援体制の整備が必要です。また、障害により一般の避難所での生活が困難な方への対策も求められています。

市では避難行動要支援者登録制度を推進するとともに、防災訓練や福祉避難所となる施設との協定、災害時備蓄品の準備などを行っていますが、日頃から市民自らが災害に備えることや地域の中で顔見知りの関係を築く等により自助、共助の体制をつくることも大切なことです。

事業番号	事業名	事業概要
35	避難行動要支援者登録制度の普及・推進	避難行動要支援者登録制度を普及させ、登録者を増やす。登録者の更新・変更など名簿の管理と有効な活用システムを構築する。
36	防災・救援体制の確立	総合防災訓練を実施し、避難方法や避難所・福祉避難所の開設、備蓄品等の整備を進める。 災害時に要支援者となりうる方の救援方法について地域の体制を整備する。

コラム

いざ！という時に備えて

「避難行動要支援者登録制度」に登録をしましょう

- ・地震や台風・大雨などの大きな災害が起こった時に、自分で身を守ることが難しい方にいち早く的確にお住いの地域で援助を受けることができるよう「避難行動要支援者登録制度」への登録を勧めています。
- ・この名簿は市民の防災を担う支援組織（警察・消防など）と共有することで平常時から日常の声かけなどの見守り・避難訓練や災害時の安否確認・避難行動に役立つものです。



〔災害医療救護訓練で負傷者の応急救護〕

3部

第5期障害福祉計画 (第1期障害児福祉計画)

第 1 章 重点施策と成果目標

1. 第 4 期障害福祉計画（平成 27～29 年度）の数値目標の達成状況

(1) 施設入所者の地域生活への移行促進(継続)

① 地域生活移行者の増加

施設入所者の地域生活への移行においては、国・都から基準となる平成 25 年度末時点の施設入所者の 12%以上を地域に移行するとの目標が示されました。これを基本としつつ、これまでの実績及び本市の実情を踏まえて設定しました。

項 目	目標値	実績値
【基準】平成 25（2013）年度末の入所者数	/	62 人
【目標値】平成 29（2017）年度末時点までの地域生活移行者数	7 人 (12%)	3 人 (5%)

※実績値は平成 29 年 9 月 1 日時点

② 施設入所者の削減

施設入所者数の削減においては、国・都から基準となる平成 25 年度末時点の施設入所者の 4%を削減するとの目標が示されました。これを基本としつつ、これまでの実績及び本市の実情を踏まえて設定しました。

項 目	目標値	実績値
【基準】平成 25（2013）年度末の入所者数	/	62 人
【目標値】平成 29（2017）年度末時点までの施設入所者削減数	3 人 (4%)	13 人 (21%)

※実績値は平成 29 年 9 月 1 日時点

(2)精神科病院から地域生活への移行促進

本市では、第4期計画において、「精神科病院から地域生活への移行促進」という目標値は設定せず、精神障害者の地域生活への移行・定着を支援する相談支援体制を充実させました。

(3)地域生活支援拠点等の整備

障害のある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、地域の体制づくり等）の集約等を行う地域生活支援拠点等について、平成29年度末までに市区町村、または圏域に少なくとも1つの拠点等を整備するという目標が、国から示されました。本市においては、国のモデル事業の取り組みや都の動向を注視し、本市の実情に合った地域生活支援拠点等のあり方について検討しました。

(4)福祉施設から一般就労への移行促進

①福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行においては、国・都から基準となる平成24年度に福祉施設から一般就労に移行した人の2倍という目標が示されました。これを基本としつつ、これまでの実績及び本市の実情を踏まえて設定しました。

項目	目標値	実績値
【基準】平成24（2012）年度の一般就労移行者数		3人
【目標値】平成29（2017）年度の一般就労移行者数	6人 (2倍)	6人 (2倍)

※実績値は平成29年9月1日時点

②就労移行支援事業の利用者数の増加

就労移行支援事業の利用者数においては、国・都から基準となる平成 25 年度の就労移行支援事業の利用者数の 6 割以上増加という目標が示されました。本市においては以下のように設定しました。

項目	目標値	実績値
【基準】平成 25（2013）年度の就労移行支援事業の利用者数		17 人
【目標値】平成 29（2017）年度の就労移行支援事業の利用者数	27 人 (6 割以上増)	29 人 (6 割増)

※実績値は平成 29 年 9 月 1 日時点

③就労移行支援の事業所ごとの就労移行率

就労移行支援の事業所ごとの就労移行率においては、国・都から就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上にするという目標が示されました。本市においては、市内にある 1 か所の就労移行支援事業所の状況から、以下のように設定しました。

項目	目標値	実績値
【基準】平成 23（2011）年度の一般就労移行率 30%以上の割合		0%
【目標値】平成 29（2017）年度の一般就労移行率 30%以上の割合	100% (5 割以上)	100% (5 割以上)

※一般就労移行率とは、4 月 1 日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち当該年度中に一般就労した方の割合

※実績値は平成 29 年 9 月 1 日時点

2. 第5期障害福祉計画（平成30～32年度 2018～2020年度）における重点施策

第4期計画で掲げた重点施策の中で引き続き課題とすべきことや、法改正により今後、新たな対応が必要となることなどを含めて、第5期計画における重点施策として次の3つを設定します。

◆重点施策1 相談支援体制の充実と関係機関の連携の強化を図ります

障害者総合支援法に基づく計画相談支援^{※1}（サービス等利用計画）は浸透していますが、障害者のさまざまな困りごとに対応する相談支援体制を充実させる必要があります。福祉サービス等の利用に関わらない相談や適切な支援を受けていない人たちが相談支援へつなげるために、保健、医療、福祉、教育、労働分野の連携を強化します。また、地域自立支援協議会や関係機関とのネットワークの構築により障害者の虐待防止、権利擁護体制を強化します。

※1：計画相談支援については67ページをご覧ください。

◆重点施策2 障害者の就労、日中活動の場を整備し、社会参加をすすめます

福祉的就労の充実と一般就労の機会を拡大するとともに、日中活動の場を整備し、特性にあったサービスが利用できる体制づくりをすすめます。また、スポーツ活動や生涯学習、地域活動支援センター等を活用して、ライフステージに応じた余暇活動と社会参加ができる環境づくりを推進します。

◆重点施策3 発達障害者や高次脳機能障害者、障害児、難病患者等に対する支援を強化します

発達障害者、高次脳機能障害者、障害児、難病患者等及び障害者手帳を所持していないが障害に起因した困りごとを持っている方は支援につながりにくい傾向があります。これらの方や特別な支援が必要な方へのサービスの提供及び相談支援が行えるよう、情報提供や啓発活動を行うとともに関係機関の連携とネットワークづくりを推進します。

3. 第5期障害福祉計画（平成30～32年度 2018～2020年度）の成果目標

第5期障害福祉計画の策定に向けて国の定める基本指針の見直しが行われました。本市では以下のように数値目標を設定することとします。

(1) 施設入所者の地域生活への移行促進(継続)

① 地域生活移行者の増加

施設入所者の地域生活への移行においては、国・都から基準となる平成28年度末時点の施設入所者の9%以上を地域に移行するとの目標が示されました。これを基本としつつ、これまでの実績及び本市の実情を踏まえて設定します。

【目標】

項目	数値（活動指標）	考え方
【基準】 平成28（2016）年度末時点の 入所者数	50人	平成28（2016）年度末時点の施設入所者数
【成果目標】 平成32（2020）年度末時点 までの地域生活移行者数	2人 (4%)	平成32（2020）年度末時点までに施設入所から グループホーム等へ移行する人の数

② 施設入所者の削減

施設入所者数の削減においては、国・都から基準となる平成28年度末時点の施設入所者の2%を削減するとの目標が示されました。これを基本としつつ、これまでの実績及び本市の実情を踏まえて設定します。

【目標】

項目	数値（活動指標）	考え方
【基準】 平成28（2016）年度末の 入所者数	50人	平成28（2016）年度末時点の施設入所者数
【成果目標】 平成32（2020）年度末時点 までの施設入所者削減数	1人 (2%)	平成32（2020）年度末時点までに削減する 施設入所者数

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(成果目標の変更)

①地域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況

平成 32 (2020) 年度末までに全ての圏域または市町村ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置するという成果目標が国から示されました。

本市においては既存の関係者連絡会を活用して協議を行うことを検討します。

②精神病床における早期退院率について

入院後 3 か月時点の退院率については 69%以上とし、入院後 6 か月時点の退院率については 84%以上とし、入院後 1 年時点の退院率については 90%以上とするという成果目標が国から示されました。

しかしながら、退院可能な精神障害者を客観的に評価・分析することが難しいため、第 5 期計画においては、精神障害者の地域生活への移行・定着を支援する相談支援体制を充実させることで、地域移行を促進させることとします。

(3)地域生活支援拠点等の整備(継続)

障害のある人の地域生活を支援する機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、地域の体制づくり等)の集約等を行う地域生活支援拠点等について、平成 32(2020)年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備するという目標が国から示されました。

本市においては、国のモデル事業の取り組みや都の動向を注視しながら、本市の実情に合った地域生活支援拠点等の設置について検討します。

(4)福祉施設から一般就労への移行促進(整理・拡充)

①福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行においては、国・都から基準となる平成 28 年度に福祉施設から一般就労に移行した人の 1.5 倍以上という目標が示されました。これを基本としつつ、これまでの実績及び本市の実情を踏まえて設定します。

【目標】

項目	数値(活動指標)	考え方
【基準】 平成 28(2016)年度の一般就労移行者数	5 人	平成 28(2016)年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【成果目標】 平成 32(2020)年度の一般就労移行者数	8 人 (1.5 倍)	平成 32(2020)年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数

②就労移行支援事業の利用者数の増加

就労移行支援事業の利用者数においては、国・都から基準となる平成 28 年度の就労移行支援事業の利用者数の 2 割以上増加という目標が示されました。本市においては以下のように設定します。

【目標】

項目	数値(活動指標)	考え方
【基準】 平成 28(2016)年度の就労移行支援事業の利用者数	19 人	平成 28(2016)年度末において就労移行支援事業を利用した人数
【成果目標】 平成 32(2020)年度の就労移行支援事業の利用者数	23 人 (2 割以上増)	平成 32(2020)年度末において就労移行支援事業を利用する人の数

③就労移行支援の事業所ごとの就労移行率

就労移行支援の事業所ごとの就労移行率においては、国・都から就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上にするという目標が示されました。本市においては、市内にある 1 か所の就労移行支援事業所の状況から、以下のように設定します。

【 目 標 】

項 目	数値（活動指標）	考え方
【基 準】 平成 28（2016）年度の一般 就労移行率※130%以上の割合	100%	平成 28（2016）年度において一般就労移行率が 30%以上の事業所の割合
【成果目標】 平成 32（2020）年度の一般 就労移行率※130%以上の割合	100% (5 割以上)	平成 32（2020）年度末における一般就労移行率が 30%以上の事業所の割合

※1：一般就労移行率とは、4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち当該年度中に一般就労した方の割合

④1年後の職場定着率

障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、当該目標値の設定に当たっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすると国から示されました。

項 目	数値（活動指標）	考え方
【基 準】 就労定着支援事業による 支援を開始した時点		就労定着支援事業による支援を開始した時点
【成果目標】 支援開始から1年後の 職場定着率	80% (8 割以上)	支援開始から1年後の職場定着率

(5)障害児支援の提供体制の整備等(新規)

① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成 32 (2020) 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 カ所以上設置する、また、平成 32 (2020) 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する、との目標が国から示されましたが、本市においては日本社会事業大学附属子ども学園でどちらも実施されています。

② 重症心身障害児の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

平成 32 (2020) 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも 1 カ所以上確保する、という目標が示されましたが、本市においては市内の事業所で、障害状況に応じた受け入れについて調整してまいります。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

平成 30 (2018) 年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける、という目標が示されましたが、本市においては東京都多摩小平保健所、病院、関係機関等と設置に向けた協議をしてまいります。

第 2 章 障害福祉サービス等の充実

1. 訪問系サービス

(1) サービス内容

居宅生活を支援する「訪問系サービス」には、『介護給付※』として実施される「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」があります。平成 26 年 4 月から「重度訪問介護」の対象者については、重度の肢体不自由者に加えて、知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を要する方に拡大されています。

各サービス内容は次のとおりです。

サービス	内 容
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事ならびに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。 ○対象者：障害支援区分※ ¹ が区分 1 以上の方
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する方で、常に介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事の介護、家事援助、コミュニケーション支援、外出時の移動介護などを行います。 ○対象者：障害支援区分が区分 4 以上で所定の項目に該当する方
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。 ○対象者：当該サービス利用に関する評価指標に基づき一定の基準を満たす方
行動援護	行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時の介護を行います。 ○対象者：障害支援区分が区分 3 以上で所定の項目に該当する方
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に 行います。 ○対象者：障害支援区分が区分 6 で所定の項目に該当する方

※1：障害の多様な特性、その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの。区分 1～区分 6 に分かれ数字の大きい方が支援の度合いが重い。

(2) 第4期の利用実績値

【 第4期の利用実績値 】

(1か月あたり)

項目	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度
利用人数	130人 (138)	146人 (141)	152人 (148)
利用量	8,230.25時間 (8,480)	8,491.75時間 (9,263)	8,250.5時間 (10,106)

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の4サービスの合計値

※平成27・28年度は10月利用分、平成29年度は4月利用分

※()内は、第4期の見込み値

【 評価 】

平成28・29年度の利用人数は見込み数値を超えていますが、利用時間は行動援護以外のサービスで見込み数値よりも少なくなっています。

行動援護は利用人数と利用時間ともに増えています。行動援護資格を有するヘルパーが増えたことで利用の増加につながったものと思われます。

居宅介護の家事援助の利用者のうち、約半数以上が精神障害者となっており、精神障害者の利用が増えています。

(3) 第5期のサービス必要量の見込みと確保するための方策

平成26年4月から重度訪問介護の対象者が拡大されたこと、施設・病院からの地域移行を勘案し、また、サービス等利用計画の浸透により、支給決定に沿った利用が増えることを予測して、平成32(2020)年度までのサービス必要量を見込みます。

【 第5期の見込み 】

(1か月あたり)

項目	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
利用人数	155人	160人	165人
利用量	8,575時間	8,648時間	8,933時間

【 サービス必要量を確保するための方策 】

相談支援事業の利用とサービス等利用計画に基づいたサービスの利用が行われるためには相談支援専門員の確保が必要です。また、介護保険の訪問介護事業所が障害福祉サービスも提供できるようにするための指定を受けることやヘルパーの確保も必要です。行動援護や同行援護のヘルパー養成研修の開催・受講等を支援し、障害特性に応じた支援が実施できるようにすることなど、サービス提供基盤の整備を図ることも不可欠です。

2. 日中活動系サービス（介護給付）

日中活動を支援する「日中活動系サービス」には、『介護給付』として実施される「生活介護」「療養介護」「短期入所（ショートステイ）」と『訓練等給付*』として実施される「自立訓練（機能訓練）」「自立訓練（生活訓練）」、「就労移行支援」「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」「就労定着支援」があります。

(1) サービス内容

サービス	内 容
生活介護	<p>常時介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、生産活動や創作活動の機会を提供します。</p> <p>○対象者：障害支援区分が区分3以上（障害者支援施設に入所する場合は区分4以上）の方及び、年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2以上（障害者支援施設に入所する場合は区分3以上）の方</p>
療養介護	<p>医療と常時介護を必要とする方に、医療機関への入院とあわせて、機能訓練や介護、日常生活の世話などを行います。</p> <p>○対象者：筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開をともなう人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分が区分6の方、及び筋ジストロフィー患者または重症心身障害者で障害支援区分が区分5以上の方</p>
短期入所（ショートステイ） （福祉型・医療型）	<p>介護者が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。</p> <p>○対象者 （福祉型）：障害支援区分が区分1以上の方 （医療型）：遷延性意識障害者（児）、筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者、及び重症心身障害者（児）等</p>

これらのサービスは、常時介護が必要である、または、普段介護を受けているが、介護者が不在となる人などに対し、それぞれの状態に合わせたサービス提供を行います。

常時介護が必要な人で、医療が必要な方には療養介護が提供されます。また、医療が必要でない人で、日中の活動の場が必要な方には、生活介護が提供されます。

また、緊急時等、自宅での介護が困難となった場合、泊まり等も含め短期間を施設で過ごす短期入所（ショートステイ）のサービスもあります。

(2) 第4期の利用実績値

【 第4期の利用実績値 】

(1か月あたり)

サービス/項目		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度
生活介護	利用人数	170人 (174)	171人 (178)	167人 (185)
	利用量	3,397人日分 (3,515)	3,224人日分 (3,596)	3,123人日分 (3,737)
療養介護	利用人数	10人 (10)	10人 (11)	13人 (12)
	利用量	310人日分 (310)	310人日分 (341)	347人日分 (372)
短期入所 (福祉型)	利用人数	21人 (22)	25人 (24)	22人 (30)
	利用量	72人日分 (110)	107人日分 (120)	138人日分 (150)
短期入所 (医療型)	利用人数	7人 (4)	6人 (4)	3人 (4)
	利用量	39人日分 (24)	33人日分 (24)	17人日分 (24)

※平成27・28年度は10月利用分、平成29年度は4月利用分

※利用量は月間の利用人数×1人1月あたりの平均利用日数

※()内は、第4期の見込み値

【 評価 】

生活介護では、平成29年度は前年に比べて施設入所者が減少し、それに伴って日中活動である生活介護の利用も減ったことと、利用を見込んだ特別支援学校卒業生が他のサービスを利用したため、見込み数値より下回っています。

療養介護では、近隣市の施設が建て替えによって増床した結果、平成29年度は入所者が増えました。

短期入所（福祉型）では、利用人数及び利用日数ともに平成29年度の見込み数値に近い数値で利用が増えていますが、緊急時は利用しにくい等の課題があります。また、発達障害の人が利用できる施設の不足も課題です。

短期入所（医療型）では、利用する方は比較的長い日数を定期的に利用しているため、利用人数及び利用日数ともに見込み数値に近くなっています。

(3) 第5期のサービス必要量の見込みと確保するための方策

生活介護の利用者としては特別支援学校卒業者が主な新規利用者として見込まれます。また、療養介護については入所を希望し待機をしている方の利用を見込みます。

短期入所については必要になったときに利用できるようにするため、支給決定だけを受け、実際に利用につながらない方も多く、支給決定と実績の利用に乖離がありますが、平成29年度の実績を基に、必要量として利用者数を見込みます。

【 第5期の見込み 】

(1か月あたり)

サービス/項目		H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
生活介護	利用人数	173人	178人	179人
	利用量	3,287人日分	3,382人日分	3,401人日分
療養介護	利用人数	13人	13人	14人
	利用量	403人日分	403人日分	434人日分
短期入所 (福祉型)	利用人数	23人	24人	25人
	利用量	138人日分	144人日分	150人日分
短期入所 (医療型)	利用人数	4人	5人	6人
	利用量	20人日分	25人日分	30人日分

【 サービス必要量を確保するための方策 】

短期入所についてはレスパイト^{*}や家族以外の他者に慣れることを目的に利用する方が増えている一方で、緊急時などに必要が生じた際に利用ができない状況があります。平成29年度に市内施設の建て替えと新設により定員数が増加しましたが、緊急時に速やかに利用できる体制の整備が課題です。また、施設に対して発達障害の方を受け入れる働きかけも必要です。

3. 日中活動系サービス（訓練等給付・自立訓練）

(1) サービス内容

サービス	内 容
自立訓練（機能訓練）	一定の支援が必要な身体障害者等に対し、理学療法や作業療法などのリハビリテーション※等を行い、身体機能の維持・向上を図ります。
自立訓練（生活訓練）	一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、日常生活に必要な訓練、相談及び助言等を行い、生活能力の維持・向上を図ります。

これらのサービスは、日常での暮らしに必要な能力の維持・向上を目的としている訓練等給付となっており、主に身体に障害を抱えている方が機能訓練、知的障害者・精神障害者の方が生活訓練を受けることとなります。

(2) 第4期の利用実績値

【 第4期の利用実績値 】

（1か月あたり）

サービス/項目		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度
自立訓練 （機能訓練）	利用人数	8人 (7)	4人 (8)	1人 (9)
	利用量	85人日分 (77)	68人日分 (88)	18人日分 (99)
自立訓練 （生活訓練）	利用人数	6人 (5)	2人 〔知1・精1〕 (6)	5人 〔知3・精2〕 (6)
	利用量	99人日分 (85)	43人日分 (102)	76人日分 (102)

※平成27・28年度は10月利用分、平成29年度は4月利用分

※（ ）内は、第4期の見込み値

【 評価 】

機能訓練では、平成27年度において利用人数及び利用日数ともに見込み数値を超え利用者が増加していますが、平成28年度以降は利用者が減少しています。

生活訓練では、精神障害者、高次脳機能障害者、知的障害者の利用が進み、見込み数値に近い数値となっています。

(3) 第5期のサービス必要量の見込みと確保するための方策

機能訓練・自立訓練ともに医療機関や介護保険関係者にサービスの周知を進め、平成29年度の実績を基に必要量として利用者数を見込みます。

【 第5期の見込み 】

(1か月あたり)

サービス/項目		H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
自立訓練 (機能訓練)	利用人数	4人	4人	4人
	利用量	48人日分	48人日分	48人日分
自立訓練 (生活訓練)	利用人数	5人	5人	5人
	利用量	85人日分	85人日分	85人日分

【 サービス必要量を確保するための方策 】

自立訓練（機能訓練）については介護保険サービスとの整合を図りながら、利用者の個別事情を勘案する必要があります。また、自立訓練（生活訓練）はサービスを必要とする方の利用がすすむよう、引き続き精神科病院や関係機関からの情報収集を行います。

4. 日中活動系サービス（訓練等給付・就労系サービス）

(1) サービス内容

サービス	内 容
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害のある方に対し、一般企業等への就労に向けて、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援A型	一般企業等への就労が困難な利用開始時65歳未満の方に、雇用契約に基づく就労の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援B型	一般企業等への就労が困難な方に、就労の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労定着支援（新規）	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業や自宅等への訪問や対象者の来所により生活リズム、家計、体調の管理などに関する課題解決に向けて連絡調整や指導、助言等の支援を行います。

これらのサービスは、経済的自立へとつながる一般就労を目指すことを目的とした訓練等給付となっています。

就労継続支援A型においては、雇用契約を結び、日中の活動の場として就労しながら、併せて訓練を行います。就労継続支援B型は、雇用には結びつかなかった方等に雇用契約を結ばないながらも、就労や生産活動の機会を提供し、併せて訓練を行います。

就労移行支援は、一般就労を目指す方のために一定期間訓練を行うサービスで、就労定着支援はその就労を定着させるためのサービスで、平成 30（2018）年度に創設されたものです。

（2）第4期の利用実績値

【 第4期の利用実績値 】

（1か月あたり）

サービス／項目		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度
就労移行支援	利用人数	16人 (24)	16人 〔知2・精13・身1〕 (25)	26人 〔知11・精11・身4〕 (27)
	利用量	259人日分 (432)	205人日分 (450)	398人日分 (486)
就労継続支援 A型	利用人数	8人 (11)	11人 〔知2・精4・身5〕 (12)	12人 〔知2・精7・身3〕 (13)
	利用量	155人日分 (209)	205人日分 (228)	215人日分 (247)
就労継続支援 B型	利用人数	179人 (184)	191人 〔知85・精89・身17〕 (191)	203人 〔知86・精97・身20〕 (202)
	利用量	2,782人日分 (2,944)	2,813人日分 (3,056)	2,990人日分 (3,232)

※平成 27・28 年度は 10 月利用分、平成 29 年度は 4 月利用分

※（ ）内は、第4期の見込み値

【 評価 】

就労移行支援では、平成 27・28 年度の実績は見込み数値を下回っていますが平成 29 年 4 月の利用は利用人数、利用日数ともに見込み数値に近い数値になっています。

就労継続支援A型では、事業所が少なく新規の利用者が増えにくい状況にありますが、見込み数値に近くなっています。

就労継続支援B型では、知的障害・精神障害・身体障害ともに利用者が増え、利用人数はほぼ見込み数値で利用日数も増えています。

(3) 第5期のサービス必要量の見込みと確保するための方策

就労移行支援は近隣市に事業所が増えていることと特別支援学校卒業生の利用により増加を見込みます。また、就労継続支援B型は平成29年に市内に事業所が新設されたことから、こちらもサービスの利用の増加が見込めます。

【 第5期の見込み 】

(1か月あたり)

サービス/項目		H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
就労移行支援	利用人数	26人	29人	31人
	利用量	364人日分	406人日分	434人日分
就労継続支援 A型	利用人数	13人	14人	15人
	利用量	234人日分	252人日分	270人日分
就労継続支援 B型	利用人数	210人	215人	221人
	利用量	2,954人日分	3,010人日分	3,094人日分
就労定着支援 (新規)	利用人数	3人	3人	3人

【 サービス必要量を確保するための方策 】

サービス等利用計画を作成することにより、利用者のニーズに沿った支給決定を行うことや、新たに設立された事業所の情報提供を行うことで今まで支給決定を受けても利用が滞っていた方の利用を進めます。また、新たに創設された就労定着支援では事業所設立を注視し、就労した方の職場の定着が進むよう事業者、相談支援専門員と連携を図ります。

5. 居住系サービス

(1) サービス内容

住まいの場となる「居住系サービス」には、介護給付として実施される「自立生活援助」「施設入所支援」と訓練等給付として実施される「共同生活援助（グループホーム）」があります。各サービス内容は次のとおりです。

サービス	内 容
自立生活援助（新規）	居宅で単身などの状況で生活する方に、夜間や休日、住居で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつなどの介護や、日常生活上の支援を行います。

(2) 第4期の利用実績値

【 第4期の利用実績値 】

（1か月あたり）

サービス	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度
共同生活援助 （グループホーム）	89人 (88)	88人 〔知68・精17・身3〕 (90)	95人 〔知70・精22・身3〕 (92)
施設入所支援	57人 (61)	54人 〔知43・身11〕 (60)	49人 〔知40・身9〕 (59)

※平成27・28年度は10月利用分、平成29年度は4月利用分

※（ ）内は、第4期の見込み値

【 評 価 】

共同生活援助では、知的障害者と精神障害者が在宅や病院から共同生活援助（グループホーム）へ入居したため、見込み数値を超えています。今後も共同生活援助（グループホーム）への入居を予定している方がいるため、増える見込みです。

施設入所支援では、地域移行と高齢化に伴う退所が増えている一方で、新たな入所者が少なかったため見込み数値より下回っています。

(3) 第5期のサービス必要量の見込みと確保するための方策

【 第5期の見込み 】

(1か月あたり)

サービス	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
自立生活援助（新規）	0人	0人	1人
共同生活援助(グループホーム)	100人	104人	108人
施設入所支援	50人	50人	49人

【 サービス必要量を確保するための方策 】

共同生活援助（グループホーム）については、施設入所者の地域移行や退院可能な精神障害者の動向、介護者の高齢化などを注視しながら、施設の設立や空き情報を収集し、利用を希望する方に速やかに情報提供します。

施設入所については、真に必要な方が利用できるよう、入所希望者の状況を把握し、施設の情報収集に努めます。

新たに創設された自立生活援助では事業所設立を注視し、施設などから一人暮らしを希望する方の地域生活を支援できるよう関係機関と連携を図ります。

6. 相談支援

(1) サービス内容

計画相談支援は、平成27年4月からすべての障害福祉サービス等を利用する方に、サービス等利用計画の作成が必要となりました。障害者（児）が自ら望む生活を送るために、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントを行い支援するものです。

地域相談支援は、病院などを退院して地域で暮らすための相談支援で、地域移行支援と地域定着支援があります。平成26年4月から地域移行支援の対象者に、これまでの障害者支援施設に入所している障害のある方と精神科病院に入院している精神障害者に加えて、保護施設や矯正施設に入所している障害のある方が追加されています。

サービス		内 容
計画相談支援		障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての方にサービス等利用計画※1を作成し、支援を行います。 ※1：サービス等利用計画の作成 サービスの利用を希望する障害のある方が、指定相談支援事業者から「サービス利用支援」（サービス等利用計画案の作成、障害福祉サービス事業者等との連絡調整・サービスの利用のあっせん・調整・契約援助・モニタリングなど）を受けることができます。このサービス等利用計画の作成については、利用者負担はありません。
地域相談支援	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害のある方、児童福祉施設を利用する18歳以上の方等に住居の確保、関係機関との調整等、地域生活に移行するための相談や支援を行います。
	地域定着支援	施設や病院等から地域生活に移行した方、家族との同居からひとり暮らしを始めた方等に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談や支援を行います。

(2) 第4期の利用実績値

【 第4期の利用実績値 】

(1 か月あたり)

サービス	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度
計画相談支援	16件 (20)	18件 (11)	23件 (11)
地域移行支援	0件 (1)	0件 (1)	0件 (1)
地域定着支援	0件 (1)	0件 (1)	0件 (1)

※平成29年度は4～7月利用分の1か月平均値

※（ ）内は、第4期の見込み値

【 評価 】

計画相談支援は、平成27年4月からすべての障害福祉サービス等を利用する方に、サービス等利用計画の作成が必要となったことを受けて、サービスの新規申請及び更新時にサービス等利用計画の作成を進めました。平成29年6月には介護保険法によるケアプランとセルフプランを含めると、計画達成率は98.8%となっています。セルフプランは今後の更新手続きの際に計画相談への移行を進めるため、暫時減少する見込みです。

(3) 第5期のサービス必要量の見込みと確保するための方策

【 第5期の見込み 】

(1か月あたり)

サービス	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
計画相談支援	24件	25件	26件
地域移行支援	1件	1件	1件
地域定着支援	1件	1件	1件

【 サービス必要量を確保するための方策 】

計画相談支援を適切に行うためには、障害福祉サービスの申請から利用までの一連の支援が適切かつ有効に提供されるよう、地域自立支援協議会の専門部会等において、相談支援事業所の研修及び人材育成等を支援します。

地域移行支援、地域定着支援については、対象者の掘り起こしを含めて継続した支援を行うためのネットワークの構築が必要です。関係機関との連携により、地域資源のネットワークを活用しながら地域移行及び地域定着を進めます。

7. その他（補装具^{*}費の支給、自立支援医療）

(1) 補装具費の支給

障害のある方の身体機能を補完、または代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもの（義肢、装具、車いす等）に関して、補装具費として購入費、修理費が支給されるものです。利用者負担は、所得等に配慮した負担になっています。世帯の所得に応じて負担上限月額が設定されています。

(2) 自立支援医療

「障害者総合支援法」に規定されている自立支援医療とは、これまでの児童福祉法に基づく育成医療、身体障害者福祉法に基づく更生医療、精神保健福祉法に基づく精神通院医療の3つの制度を平成18年に統合したものです。

自立支援医療は、障害のある方が心身の障害の状況からみて、自立支援医療を受ける必要があり、かつ、世帯の所得の状況、治療状況を勘案して支給認定されます。所得に応じ、月ごとに負担上限額が設定されています。ただし、この負担上限額がひと月あたりの医療費の1割を超える場合は、自己負担は1割となります。なお、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる方にも、ひと月あたりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策があります。

第 3 章 第 1 期障害児福祉計画

1. 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等

(1) サービス内容

障害児支援は、平成 24 年 4 月から児童福祉法サービスとして実施することになり、第 4 期障害福祉計画から数値目標を設定しています。また国からは今期計画に第 1 期障害児福祉計画として位置付けることが求められました。児童福祉法に基づく障害児の専門的な支援を確保するため、体制整備の充実を図ります。

サービス	内 容
児童発達支援	障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練及び治療等を行います。
放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、または今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等訪問支援を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進します。
居宅訪問型 児童発達支援（新規）	重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援（新規）	障害児の心身の状況や保護者の障害児通所支援の利用意向等を勘案し、支援の種類や内容等の計画を作成します。

(2) 第4期障害福祉計画の利用実績値

【 第4期障害福祉計画の利用実績値 】

(1か月あたり)

サービス/項目		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度
児童発達支援	利用人数	26人 (28)	21人 (28)	24人 (32)
	利用量	459人日分 (364)	343人日分 (364)	329人日分 (416)
医療型児童発達支援	利用人数	0人 (1)	0人 (1)	1人 (1)
	利用量	0人日分 (3)	0人日分 (3)	6人日分 (3)
放課後等デイサービス	利用人数	79人 (73)	106人 (75)	103人 (76)
	利用量	900人日分 (584)	1,256人日分 (600)	1,311人日分 (608)
保育所等訪問支援	利用人数	2人 (1)	1人 (1)	0人 (2)
	利用量	2人日分 (1)	1人日分 (1)	0人日分 (2)

※平成27・28年度は10月利用分、平成29年度は4月利用分

※()内は、第4期の見込み値

【 評価 】

児童発達支援では、利用者は主に市内2か所の事業所に通っていますが、利用人数及び利用日数ともに見込み数値を下回っています。その背景には清瀬市子どもの発達支援・交流センターが行っている幼稚園・保育園等への巡回相談により、各園での障害児の受け入れが進んでいることがうかがわれます。

医療型児童発達支援の利用者が少ないのは、市内及び近隣市に医療型児童発達支援事業所が少ないためですが、対象となる方への情報提供と関係機関からの情報収集が必要です。

放課後等デイサービスでは、利用人数及び利用日数とも見込み数値を大きく超えています。市内には9か所の事業所がありますが、市外からの利用者もいるため、希望する日数を利用できない方もいます。今後、市内及び市外に新たな事業所の設立が予定されていますので、利用人数及び利用日数が増加する見込みです。

保育所等訪問支援では、平成27年度と平成28年度に保育園児2名、小学生1名が利用しました。

(3) 第1期障害児福祉計画のサービス必要量の見込みと確保するための方策

【 第1期障害児福祉計画の見込み 】

(1か月あたり)

サービス/項目		H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
児童発達支援	利用人数	22人	26人	27人
	利用量	330人日分	338人日分	351人日分
医療型児童発達支援	利用人数	2人	3人	3人
	利用量	8人日分	24人日分	24人日分
放課後等デイサービス	利用人数	107人	116人	124人
	利用量	1,391人日分	1,508人日分	1,612人日分
保育所等訪問支援	利用人数	1人	1人	1人
	利用量	2人日分	2人日分	2人日分
居宅訪問型 児童発達支援(新規)	利用人数	0人	0人	1人
障害児相談支援(新規)	利用人数	7人	8人	9人

【 サービス必要量を確保するための方策 】

市内に2か所ある児童発達支援事業所は利用する児童やその家族への支援を行う身近な療育の場となっています。療育が必要な児童が保育園・幼稚園への通園を希望したり、児童発達支援と保育園・幼稚園との併用を選択する保護者もいるため、事業所、子育て支援課、保育園等と調整しながら、児童に適した療育の場を提供することが必要です。

放課後等デイサービスは、市内に9か所あり、障害のある児童の放課後や長期休暇中の療育と居場所になっていますが、事業の本来の目的に沿った有効な支援が実施されるよう見守る必要があります。

今後も必要なサービスが提供できるよう、事業所の運営や設置の動向を注視しながら、障害のある児童と家族が安心して暮らせる環境と、ライフステージに応じた途切れのない支援を充実して行きます。

新たに創設された居宅訪問型児童発達支援では事業所設立を注視し、対象となる児童の情報を得られるよう関係機関と連携を図ります。

第4章 地域生活支援事業

地域生活支援事業とは、障害のある方の地域生活を支援するため地域の实情に応じて市町村が「障害者総合支援法」第77条及び78条に基づいて実施する事業です。

1. 理解促進研修・啓発事業

障害のある方等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、教育・福祉・地域等と連携しながら理解の促進に向けた、広報・啓発活動を行います。障害者週間（12月3日～9日）に市内障害者施設の紹介、作品の展示と販売などを通して、地域社会の理解と交流を促進します。外見からわかりづ



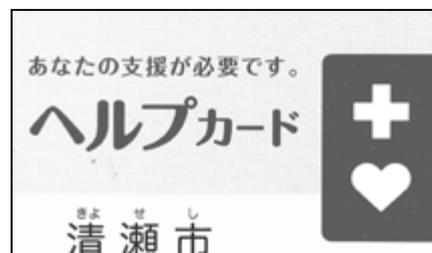
〔 障害者週間に市民課ロビーに展示した作品 〕

らい発達障害、高次脳機能障害や難病については、ヘルプカードの普及を図りながら、障害の特性や必要な配慮等に関する理解を促進することが必要です。

コラム

ご存じですか？「ヘルプカード」

- ・「ヘルプカード」は障害や難病等のある方が普段から身につけておくことで、日常生活や災害時などの困った際に周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするためのものです。
- ・中面には、手助けしてほしいことや伝えたいこと、連絡先などが記載できます。



2. 自発的活動支援事業

手話サークルの活動や高次脳機能障害者家族会、視覚障害者・身体障害者等の当事者団体の活動を支援します。また、きよせボランティアセンターに登録する団体等の自発的な活動を支援し、障害のある方の社会参加につながる機会を広げます。

コラム

視覚障害者グループ あかり

- ・「視覚障害者グループあかり」は、視覚障害を持つ方々の交流を行うグループで、平成 24 年に活動を開始して 5 年が経ちました。
- ・活動の一つが、消費生活センターで月 1 回開催している「あかり茶話会」です。お茶を飲みながら情報交換や勉強会を続け、平成 29 年 10 月には第 60 回を迎えました。「あかり」は会員制ではなく、視覚障害の度合いも人によってさまざま。茶話会は予約不要で、日頃の悩みや趣味の話など、同じ障害を持っているからこそ分かり合える共感を大切にしています。
- ・「あかり」代表の長嶋さんは、市の委託を受けた障害者相談員でもあり、茶話会での会話などは困りごと相談へとつながっていくこともあります。



〔平成 29 年 9 月に開催したあかり茶話会〕

3. 相談支援事業

(1) 障害者相談支援事業

障害のある方の福祉に関する各般の問題に対して、障害のある方、あるいは保護者、介護者からの相談に応じて、福祉サービスの利用援助、権利擁護のための支援、専門機関の紹介、ケアマネジメント*等の必要な情報の提供及び助言等を行います。

本市では「社会福祉法人 清瀬市社会福祉協議会」（主に身体障害と知的障害）と「社会福祉法人 椎の木会」（主に精神障害）に委託して事業を実施しています。

【 第 4 期の実績値 】

サービス／項目	H27 年度 2015 年度	H28 年度 2016 年度	H29 年度 2017 年度
障害者相談支援事業 実施箇所数	2 箇所 (2)	2 箇所 (2)	2 箇所 (2)

※（ ）内は、第 4 期の見込み値

【 第 5 期の見込み 】

サービス／項目	H30 年度 2018 年度	H31 年度 2019 年度	H32 年度 2020 年度
障害者相談支援事業 実施箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所

【 サービス必要量を確保するための方策 】

安心した地域生活を送るためには、日常的なことやサービスに関する様々な相談等から支援につなげていくことが求められます。平成 27 年 4 月から、障害福祉サービス等を利用するすべての方に作成されるサービス等利用計画により、相談支援事業所の業務が増加しています。また、指定特定相談支援事業所による相談支援も増えているため、市と相談支援事業所、関係機関の連携を深めて相談支援体制の強化が不可欠です。

コラム

支え合いの仕組みづくりに協力する「社会福祉法人の社会貢献事業」

- ・清瀬市内にある 22 の社会福祉法人が参加する「清瀬市社会福祉法人社会貢献事業協議会(きよせの社福)」では、安心して暮らせる地域社会を作るために、「支え合いの仕組みづくり」に取り組んでいます。
- ・平成 29 年現在、市内 32 か所の社会福祉施設・医療機関が参加しています。



きよせの社福
シンボルマーク

■身近なところで「ひとまず相談窓口」

- ・「どこに相談していいのかわからない」というとき、身近な施設でお話を伺います。内容に応じて、市内の関係機関と連携し支援します。

■場づくりを応援

- ・支援を必要とする人もそうでない人も身近に集い、参加・交流できる場づくりに取り組みます。地域活動を応援するため、法人施設の会議室など、一部の機能を可能な範囲で貸し出します。

■わかりあえる人づくり

- ・さまざまな立場の方が暮らしやすくなるよう、福祉の専門家の力を活かして、「福祉に関すること」をわかりやすく伝えていく場を作ります。学校や地域の方が集まる場への出張もします。

■福祉の情報発信

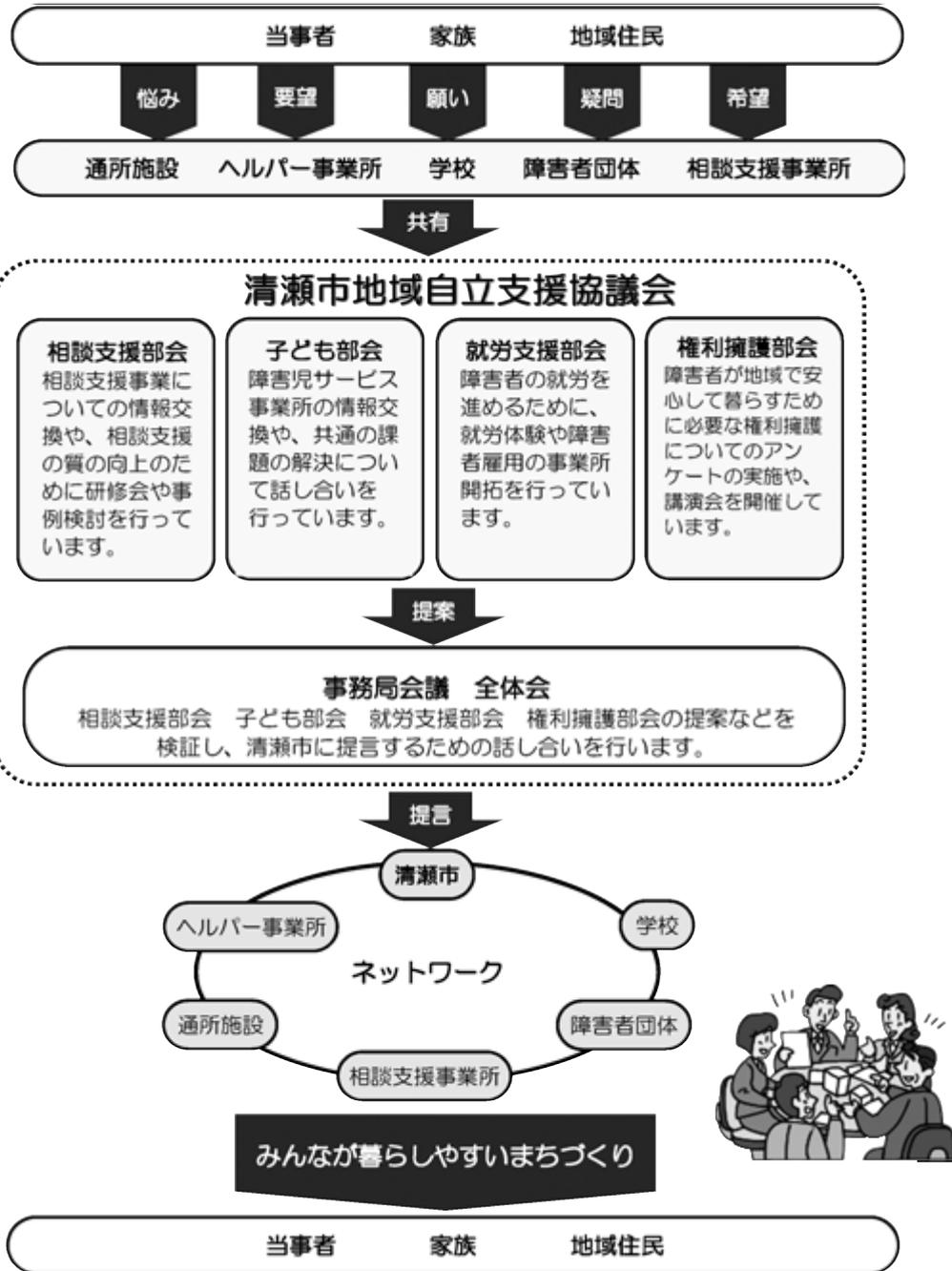
- ・福祉に関する情報や制度、福祉施設が行う社会貢献活動の取り組みをお知らせし、「安心して暮らせる清瀬」の力となることを目指します。

(2) 地域自立支援協議会の活用

相談支援事業や地域の障害福祉システムづくりの中核的な役割を担う「地域自立支援協議会」を設置しています。市が運営主体となり、相談支援事業者、福祉サービス事業者、学校、就労等の関係機関、障害当事者団体や地域ケアに関する学識経験者等を構成員とし、年 2 回程度の定例的な全体会議の他に、分野別のテーマについて関係機関が集まって協議する 4 つの専門部会を開催しています。協議会では、本計画の進捗の確認・評価も行います。

コラム

「地域自立支援協議会」を図に表すと・・・



(3)住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある方に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある方の地域生活を支援します。「社会福祉法人 椎の木会」に委託して実施しています。

【 第 4 期の実績値 】

項 目	H27 年度 2015 年度	H28 年度 2016 年度	H29 年度 2017 年度
実施事業所数	1 か所 (1)	1 か所 (1)	1 か所 (1)

※ () 内は、第 4 期の見込み値

【 第 5 期の見込み 】

項 目	H30 年度 2018 年度	H31 年度 2019 年度	H32 年度 2020 年度
実施事業所数	1 か所	1 か所	1 か所

4. 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用または利用しようとする知的障害者または精神障害者が成年後見制度を利用する場合で、申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）や報酬の支払いが困難な場合、助成制度があります。

本市では、「きよせ権利擁護センター あいねっと」が関係機関と連携しながら、支援をすすめています。

【 第 4 期の利用実績値 】

(年度あたり)

項 目	H27 年度 2015 年度	H28 年度 2016 年度	H29 年度 2017 年度
利用者数	0 人 (2)	2 人 (3)	0 人 (4)

※平成 29 年度は推計値

※ () 内は、第 4 期の見込み値

【 第 5 期の見込み 】

(年度あたり)

項 目	H30 年度 2018 年度	H31 年度 2019 年度	H32 年度 2020 年度
利用者数	2 人	2 人	2 人

【 サービス必要量を確保するための方策 】

第 4 期計画の利用実績値では、65 歳未満の障害者を計上していますが、障害者の高齢化及び介護家族の高齢化に伴って権利擁護を利用している方は増えています。地域包括支援センターをはじめとする介護保険関係者、障害者相談支援事業の関係者等の連携により権利擁護が必要と思われる方の情報収集を行い、速やかに支援につなげる必要があります。

5. 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある方の権利擁護を図ることを目的とします。

本市では、「きよせ権利擁護センター あいねっと」において、市民後見人の養成、法人後見監督の実施及び市民後見人の活動のバックアップを行っています。

「きよせ権利擁護センター あいねっと」	
下清戸 1-212-4 清瀬市コミュニティプラザひまわり 2F TEL : 495-5573 FAX : 495-5335	
清瀬市社会福祉協議会が清瀬市の補助を受けて運営する、非営利の公的な機関です。高齢者や知的障害・精神障害等のある方が、住み慣れた地域の中で、安心して暮らせるようお手伝いをしています。相談は無料で受けられます。	
福祉サービス総合相談	職員が受ける一般相談や弁護士等が対応する専門相談
地域福祉権利擁護事業	福祉サービスの利用や金銭管理に不安のある方の支援
成年後見制度相談、成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な方の成年後見制度利用支援
福祉・権利擁護セミナーなどの開催	安心して暮らせる制度等、定期的に講演会や勉強会を実施

6. 意思疎通支援事業

(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思の伝達に支援が必要な方に対して、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。派遣に関わる部分の利用者負担はありません。

【第4期の利用実績値】

(年度あたり)

サービス/項目		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度
手話通訳者 派遣事業	年間利用件数	107件 (135)	143件 (140)	150件 (145)
	利用人数	10人 (24)	12人 (25)	13人 (26)
要約筆記者 派遣事業	年間利用件数	0件 (1)	0件 (1)	1件 (1)
	利用人数	0人 (1)	0人 (1)	1人 (1)

※平成29年度は推計値

※()内第4期見込み値

【 第5期の見込み 】

(年度あたり)

サービス／項目		H30 年度 2018 年度	H31 年度 2019 年度	H32 年度 2020 年度
手話通訳者 派遣事業	年間利用件数	152 件	154 件	156 件
	利用人数	14 人	14 人	14 人
要約筆記者 派遣事業	年間利用件数	1 件	1 件	1 件
	利用人数	1 人	1 人	1 人

【 サービス必要量を確保するための方策 】

手話通訳を利用する人の数はほとんど変わりませんが、定期的な病院受診、就労のための面接、子どもの学校行事等に通訳の依頼が増えています。また、平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法をうけて、市で開催する講演会等に通訳者を派遣することも増えています。通訳者は市の登録手話通訳者と都の手話通訳派遣センターに委託していますが、今後も増えると思われる依頼に対応するためには、市の登録手話通訳者を増やすことも必要です。

コ ラ ム

手話通訳者の派遣

- 平成 30 年 1 月現在、清瀬市には 9 名の手話通訳者が登録されており、聴覚や音声言語障害のある方のコミュニケーションを補助しています。
- 最近では、市が主催する説明会等でも合理的配慮として手話通訳を行い、情報アクセシビリティの向上に努めています。



〔手話通訳の様子〕

7. 日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、障害のある方と難病患者等に対し、自立生活支援用具等の要件を満たす用具を給付します。

種目の区分	内 容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練用ベッド、訓練いす
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、頭部保護帽、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災報知器、自動消火装置、電磁調理器、音響案内装置、聴覚障害者用屋内信号装置
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、音声式体温計、体重計
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、点字図書
排せつ管理支援用具	ストーマ装具*、紙おむつ等、収尿器
住宅改修費	在宅で 65 歳未満の重度心身障害者（児）に対し、日常生活の利便を図るため、障害の部位や程度、年齢に応じ、浴室・トイレ・玄関・台所等を改修する費用を給付しています。

【第4期の利用実績値】

(年度あたり)

種目の区分	H27 年度 2015 年度	H28 年度 2016 年度	H29 年度 2017 年度
介護・訓練支援用具	2 件 (11)	1 件 (11)	2 件 (11)
自立生活支援用具	10 件 (19)	14 件 (19)	24 件 (19)
在宅療養等支援用具	3 件 (4)	4 件 (4)	2 件 (4)
情報・意思疎通支援用具	10 件 (26)	13 件 (26)	12 件 (26)
排せつ管理支援用具	1,553 件 (1,670)	1,629 件 (1,680)	1,671 件 (1,690)
住宅改修費	3 件 (3)	4 件 (3)	1 件 (3)
合計件数	1,591 件 (1,733)	1,665 件 (1,743)	1,712 件 (1,753)

※平成 29 年度は推計値

※（ ）内は、第4期の見込み値

【 第5期の見込み 】

(年度あたり)

種目の区分	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
介護・訓練支援用具	2件	2件	2件
自立生活支援用具	20件	20件	20件
在宅療養等支援用具	3件	3件	3件
情報・意思疎通支援用具	12件	12件	12件
排せつ管理支援用具	1,675件	1,680件	1,685件
住宅改修費	2件	2件	2件
合計件数	1,714件	1,719件	1,724件

8. 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害と聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話技術を習得し、災害時や日常生活の様々な場面で聴覚障害者の地域生活を支援する手話奉仕員の養成を行います。

【 第4期の計画 】

清瀬市社会福祉協議会に委託して「手話奉仕員養成研修」を開催しています。

【 第4期の利用実績値 】

(年度あたり)

サービス／項目	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度
手話奉仕員養成研修 受講者数	27人	33人	33人

【 第5期の見込み 】

(年度あたり)

サービス／項目	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
手話奉仕員養成研修 受講者数	35人	35人	35人

9. 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある方に対して、外出のための支援を行い、地域における自立した生活と社会参加を促進します。

【 第4期の利用実績値 】

項目	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度
利用人数（年間）	127人 (135)	148人 (145)	150人 (155)
利用時間（1か月平均／年間）	1,404時間 (1,341)	1,671時間 (1,384)	1,675時間 (1,427)

※平成29年度は推計値

※利用人数は年間の利用者実人数

※利用時間は年間利用総時間の1か月平均

※（ ）内は、第4期の見込み値

【 第5期の見込み 】

項目	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
利用人数（年間）	151人	152人	153人
利用時間（1か月平均／年間）	1,675時間	1,675時間	1,675時間

【 サービス必要量を確保するための方策 】

障害児支援サービスの申請と一緒に申請する保護者が増えています。放課後や長期休暇に送迎のある放課後等デイサービスを利用する児童が多いため、放課後に移動支援事業を利用する児童は、支給決定人数の増加ほどには増えない見込みです。また市内の移動支援事業所は増えていますが、登録するヘルパーが不足気味であることと、利用の中心である児童に対応できる年齢層のヘルパーも少ないため、利用者の希望に対応できていない状況があります。ヘルパーを増やすために移動支援従事者養成研修の開催の支援も必要です。

10. 地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行う地域活動支援センターを設置しています。

「社会福祉法人 清瀬わかば会」（主に身体障害と知的障害）「社会福祉法人 椎の木会」（主に精神障害）に委託して事業を実施しています。

【第4期の実績値】

項目	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度
設置箇所数	2か所 (2)	2か所 (2)	2か所 (2)

※（ ）内は、第4期の見込み値

【第5期の見込み】

項目	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
設置箇所数	2か所	2か所	2か所

11. その他の事業

サービス	内容
生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の方であって、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたす（おそれのある）方に対して、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援（家事援助など）を行います。
自動車運転免許取得費助成事業	一定の条件を満たす身体障害者が自動車運転免許を取得する際に、その費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	自らが所有し、運転している自動車の一部を改造する必要がある方に、その改造費の一部を助成します。
重度身体障害者緊急通報システム [※] 事業	家庭内で病気や事故等の緊急事態に陥った場合に、無線発報器等を用いて東京消防庁に通報する機器を貸与します。ひとり暮らしまたは同居の家族が高齢等によりその助けを得られない重度身体障害者を対象としています。
日中一時支援事業（日中ショートステイ）	障害のある方などに日中の活動の場を提供し、在宅で介護をしている家族の就労や一時的な休息を支援します。

【 第 4 期の利用実績値 】

(年度あたり)

サービス	H27 年度 2015 年度	H28 年度 2016 年度	H29 年度 2017 年度
生活サポート事業	8 人 (4)	7 人 (4)	7 人 (4)
自動車運転免許取得費 助成事業	1 件 (2)	1 件 (2)	1 件 (2)
自動車改造費 助成事業	1 件 (3)	3 件 (3)	1 件 (3)
重度身体障害者 緊急通報システム事業	3 件 (4)	2 件 (4)	2 件 (4)
日中一時支援事業 (日中ショートステイ)	148 人 (150)	159 人 (150)	150 人 (150)

※平成 29 年度は推計値

※ () 内は、第 4 期の見込み値

【 第 5 期の見込み 】

(年度あたり)

サービス	H30 年度 2018 年度	H31 年度 2019 年度	H32 年度 2020 年度
生活サポート事業	8 人	8 人	8 人
自動車運転免許取得費 助成事業	1 件	1 件	1 件
自動車改造費 助成事業	2 件	2 件	2 件
重度身体障害者 緊急通報システム事業	3 件	3 件	3 件
日中一時支援事業 (日中ショートステイ)	150 人	150 人	150 人

4部

計画の円滑な運営に向けて

1. 計画の円滑な運営に向けて

市では、計画の円滑な運営に向けて、以下の取り組みを実施します。

(1) 理解促進・広報啓発に係る取り組み等の推進

① 重点的に理解促進等を図る事項

「命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障害のある者と障害のない者が、お互いに障害の有無にとらわれることなく社会で共に暮らしていくことが日常となるように、市民の理解促進に努めます。

また、本計画の実施を通じて実現を目指す「共生社会」の理念や、障害者が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に対する理解を深め、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を推進していきます。

② 障害福祉の対象者やサービスの普及啓発

発達障害や高次脳機能障害、難病など、外見からは分かりにくい障害を持つ人や、複合的に困難な状況に置かれた人々に対しても、一層の啓発に努めます。また、指定相談支援事業所で受ける相談などを通してニーズの把握とともに支援体制の充実を進めます。

なお、障害福祉サービス等の情報については、適宜広報や各種パンフレット、ホームページの更新等を行い、より利用しやすく、わかりやすい適切な情報提供に努めるとともに、事業所のホームページの普及を促していきます。

(2) 計画の進行管理

「障害者計画」ならびに「障害福祉計画」の評価については既に年1回、地域自立支援協議会において実施しており結果を公表しています。これからも障害者計画・障害福祉計画はPDCAサイクルによる分析・評価を行い、地域自立支援協議会に意見を求め、必要があるときは計画の見直しを行い、施策等の一層の充実に努めていきます。

PDCAサイクルのイメージ



Plan（計画）	成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービスの見込み量の設定やその他確保の方法や方策等を定めます。
Do（実行）	計画の内容を踏まえ、事業を実施します。
Check（評価）	成果目標及び活動指標について、1年に1回その実績を把握し、中間評価として分析評価を行います。 その結果について地域自立支援協議会の意見を聴くとともに、公表します。
Action（改善）	中間評価等の結果を踏まえ、必要があるときは、計画の見直し等を実施します。

(3) サービス利用者の権利を守るために

適切なサービス提供等により日々の安心した生活が送れるよう、以下のような施策により対応します。

① サービス利用に対する不服がある場合

障害支援区分認定や支給決定について不服がある場合には、東京都障害者介護給付費等不服審査会に審査請求することができます。

障害支援区分認定や支給決定についての不服以外の苦情については、福祉サービス運営適正化委員会（東京都社会福祉協議会）が苦情処理機関として位置づけられています。

②権利擁護体制の充実

成年後見制度は、判断能力が不十分な人に対し、家庭裁判所へ申立て、審判を受けることによって適切な後見人をつけ、本人の財産管理や身上監護を適切に行う制度です。本計画においては、地域生活支援事業において「成年後見制度利用支援事業」「成年後見制度法人後見支援事業」を実施し、サービスの利用契約の締結等が適切に行われるよう支援します。

また、「きよせ権利擁護センター あいねっと」（社会福祉協議会）では、支援を必要とする人の利用の意向を踏まえて、「福祉サービスの利用援助」「日常的金銭管理」「書類の預かり」等を行う地域福祉権利擁護事業を実施しており、市ではこれら各種サービスの案内や紹介を適切にすすめ、権利擁護体制の充実に努めます。

③障害のある人等に対する虐待の防止

「障害者虐待防止法」は、虐待によって障害者の権利や尊厳が脅かされることを防ぐ法律です。虐待を受けている障害者本人だけではなく、虐待をしてしまう家族など養護者への支援が定められ、虐待に気づいた人の通報にともなう立ち入り調査や一時保護が可能であることを規定しています。

市では、障害福祉課に虐待防止センターを設置しています。市民への啓発や事業所及び関係機関との連携により、虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組んでいきます。

(4)サービスの質の確保

サービス利用者がそれぞれに合う、質の高いサービスを選択するためには、サービスの質や事業者の経営などのわかりやすい情報が求められています。そこで、利用者でも事業者でもない第三者の目で、一定の基準に基づきサービスを評価し、その結果をわかりやすく公表していくことが必要となってきます。

市民にはこうした評価結果の周知を図る一方、サービス提供事業者には福祉サービス第三者評価^{*}の受審を働きかけます。また、都などが実施するサービス従業者研修などの情報も事業所に伝えて、サービスの向上と質を確保します。

5部 資料

1. 清瀬市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 清瀬市における障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者計画」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条に規定する障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「障害福祉計画」という。）を策定するため、清瀬市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、障害者計画及び障害福祉計画の策定に関し、必要な事項の検討を行い、原案を作成して市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから委員10人以内を市長が委嘱又は任命して組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 地域の障害福祉に関する団体の代表者
- (3) 一般公募による市民
- (4) 別に定める関係機関に属する者
- (5) その他市長が特に必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて意見、助言等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、市長が委嘱又は任命した日から第2条に規定する報告をしたときまでとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

2. 計画策定委員会委員名簿

◎委員長 ○副委員長（五十音順、敬称略）

	氏 名	所 属	委員区分
1	市川 裕二	都立清瀬特別支援学校 校長	関係機関
2	◎植村 英晴	日本社会事業大学 特任教授	学識経験者
3	熊谷 大	社会福祉法人椎の木会 理事	福祉団体代表
4	小林 克美	清瀬市障害者福祉センター センター長	福祉団体代表
5	佐藤 和人	清瀬療護園 副施設長	福祉団体代表
6	○田上 明	東京都清瀬喜望園 副園長	福祉団体代表
7	長汐 道枝	社会福祉法人清瀬わかば会 評議員	福祉団体代表
8	長嶋 潤	公募委員	一般公募市民
9	永野 敬子	公募委員	一般公募市民
10	山崎 順子	東京都発達障害者支援センター センター長	福祉団体代表

所属は平成 29 年 7 月現在

3. 計画策定委員会開催概要

	開催日	主な内容
第1回	平成29年 7月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付、正副委員長選出 ・要綱等説明 ・計画の内容等について ・スケジュール等
第2回	平成29年 8月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者計画及び第4期障害福祉計画の評価 ・計画全体の構成について ・総論について ・ヒアリング対象者の選定 ・検討スケジュール
第3回	平成29年 9月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者計画の基本理念と体系の決定 ・障害福祉計画の第4期計画重点施策の評価 ・第5期障害福祉計画の重点施策の検討
第4回	平成29年 11月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期障害福祉計画—重点施策（確認） ・第5期障害福祉計画—目標数値の設定 ・第1期障害児福祉計画—目標数値の設定 ・障害者計画の確認
第5回	平成29年 12月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・中間のまとめについて

4. パブリックコメント及び市民説明会の実施

パブリックコメント	公表対象	清瀬市障害者計画 清瀬市第5期障害福祉計画 (第1期障害児福祉計画) 中間のまとめ
	期間	平成29年12月7日～12月27日
	公表対象の閲覧方法	市ホームページ、市内各公共施設

市民説明会	実施日	平成29年12月23日
	実施場所	清瀬市健康センター
	内容	「清瀬市障害者計画 清瀬市第5期障害福祉計画 (第1期障害児福祉計画) 中間のまとめ」 の概要と質疑

5. 用語解説

■ あ・ア 行	
愛の手帳 (あいのでちょう)	知的障害者（児）が各種のサービス（手当、制度等）を受けるために、東京都が交付している手帳です。障害の程度は知能測定値、社会性、日常の基本生活などを、年齢に応じて総合的に判定し、1度（最重度）、2度（重度）、3度（中度）、4度（軽度）に区分されます。 なお、国の制度として療育手帳があり「愛の手帳」はこの制度の適用を受けています。 (関連用語：身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳)
■ か・カ 行	
介護給付 (かいごきゅうふ)	障害者総合支援法に定められたサービスのうち、在宅で訪問により受けるサービス（居宅介護・重度訪問介護・行動援護等）、通所施設等で受けるサービス（療養介護・生活介護）、住まいの場で受けるサービス（施設入所支援）を指します。
緊急通報システム (きんきゅうつうほうしずむ)	居宅で緊急を要する事態に陥ったときに、簡単な操作で消防庁等へ通報できるシステムです。ひとり暮らしの重度身体障害者等や、ひとり暮らし等の高齢者の世帯に端末機を設置します。
共生社会 (きょうせいしゃかい)	子ども・高齢者・障害者など全ての人々がいきいきと暮らすため、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みのこと。
訓練等給付 (くんれんとうきゅうふ)	障害者総合支援法に定められたサービスのうち、機能回復や就労をめざすために、住まいの場として受けるサービス（共同生活援助等）や、通所により利用するサービス（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を指します。
ケアマネジメント	厚生労働省の障害者ケアガイドラインでは、「障害者の地域における生活を支援するために、希望する者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法」としています。
権利擁護 (けんりようご)	知的障害や精神障害、認知症などのため、自ら権利主張や権利行使をすることができない状況にある方に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を行います。
高次脳機能障害 (こうじのうきのうしょうがい)	脳卒中などの病気や交通事故等により、脳の一部がキズ（損傷）を受けると、その損傷部位により特定の症状が出ます。注意・思考・記憶・言語などの認知機能や、感情・意欲及び社会的行動の障害などで、これらの障害により、社会生活に困難をきたしている方々がいます。 外見上は障害が目立たないため、周囲の人から理解されにくく、本人も自分の障害を認識することが難しい特徴があります。

■ か・カ 行	
合理的配慮 (ごうりてきはいりよ)	障害者差別解消法では、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為が禁止されます。また、障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために合理的な配慮を行うことが求められます。この合理的配慮は、個別のケースで内容・方法が異なりますが、典型的な例としては、車いすの人が乗り物に乗るときに手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することがあげられます。

■ さ・サ 行	
社会的障壁 (しゃかいてきしょうへき)	障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。例えば、①社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、②制度（利用しにくい制度など）、③慣行（障害のある人の存在を意識していない習慣、文化など）、④観念（障害のある人への偏見など）などがあげられます。
身体障害者手帳 (しんたいしょうがいしゃてちょう)	身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき、障害程度に該当すると認定された方に対して交付されるものであり、各種の福祉サービスを受けるために必要となります。手帳の交付対象となる障害の範囲は、身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）により1級から7級までの区分が設けられています。（ただし、7級の障害が一つのみでは手帳の対象にはなりません。）（関連用語：愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳）
ストーマ装具 (すとーまそうぐ)	ストーマは、ギリシャ語で「口」を意味し、転じて「手術によって腹壁に造られた排泄口」を指します。ストーマ装具には、消化器系と尿路系があります。 直腸や膀胱などの疾患により人工肛門や人工膀胱を造設した際にストーマ装具を用いて排泄の管理を行います。
精神障害者保健福祉手帳 (せいしんしょうがいしゃほけんぷくしてちょう)	精神障害者保健福祉手帳は、一定程度の精神障害の状態にあることを認定するものです。精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている方々に、様々な支援策が講じられます。障害の程度により1級から3級までの区分があります。（関連用語：愛の手帳、身体障害者手帳）
成年後見制度 (せいねんこうけんせいど)	認知症、知的障害、精神障害などの理由で意思決定に不安がある方について、その不十分な判断能力を補い、本人の権利が守られるようにする制度です。本人が判断能力のあるうちに予め後見人を依頼しておく「任意後見制度」と家庭裁判所の審判に基づき後見人を選任する「法定後見制度」があります。「法定後見制度」は、本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3類型に分かれています。

■ た・タ 行	
第三者評価 (だいさんしゃひょうか)	市民の良質なサービスの選択や事業者の自己改善を促していくために、東京都が認定した評価機関（第三者）が実施する福祉サービスの評価事業です。

■ た・夕 行	
地域活動支援センター (ちいきかつどうしえんせんたー)	障害のある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、創作的活動または生産的活動の機会の提供及び、社会的交流の促進を図る等、必要なサービスを適切かつ効果的に行うための場所です。
地域生活支援事業 (ちいきせいかつしえんじぎょう)	指定障害福祉サービス等とは別に、障害者総合支援法第 77、78 条の規定に基づいて市町村、都道府県が行う事業で、「必須事業」と「任意事業」があります。地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態で実施されるものです。
地域福祉計画 (ちいきふくしけいかく)	地域住民等の意見を十分に踏まえ、地域における福祉サービスの利用の促進、社会福祉事業の健全な発達、住民の地域福祉活動への参加促進を図るため、社会福祉法に基づき市区町村が策定する計画で、清瀬市では平成 15 年 3 月に地域福祉計画をはじめとする 5 つの分野の個別計画の性格を併せ持つ清瀬市保健福祉総合計画として策定されています。
通級指導学級 (つうきゅうしどうがっきゅう)	通常の学級に在籍し、その学級の学習に概ね参加できるが、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害 (LD)、注意欠陥多動性障害 (ADHD) などの障害に応じた特別な指導も並行して受ける必要がある児童・生徒が、特別な教育課程によって指導を受ける学級のことです。
特別支援学校 (とくべつしえんがっこう)	視覚障害児、聴覚障害児、知的障害児、肢体不自由児又は病弱児 (身体虚弱児を含む) に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識・技能を授けることを目的とする学校のことです。
特別支援教育 (とくべつしえんきょういく)	障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育のことです。
特別支援教室 (とくべつしえんきょうしつ)	学習障害 (LD) ・注意欠陥多動性障害 (ADHD) ・高機能自閉症等を含め、障害のある児童・生徒が、原則として通常の学級に在籍し、教員の適切な配慮、チーム・ティーチング、個別指導や学習内容の習熟に応じた指導などの工夫により通常の学級において教育を受けつつ、必要な時間に特別の指導を受ける教室のことです。

■ は・八行	
発達障害 (はったつしょうがい)	発達障害者支援法においては、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害 (LD)、注意欠陥多動性障害 (ADHD) その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものと定義されています。
バリアフリー	「障害のある人が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁 (Barriers) となるものを除去 (フリー Free) する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用います。

■ は・八行	
法定雇用率 (ほうていこようりつ)	民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ一定割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者を雇用しなければならないとされています。
補装具 (ほそうぐ)	身体障害者の身体の一部の欠損または機能の障害を補い、日常生活を容易にするために用いられるもので、義肢、装具、車いすなどがあります。

■ や・ヤ行	
要約筆記 (ようやくひっき)	話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障害のある人に伝達する方法。一般的には、話の内容を書き取り、スクリーンに投影する方法が多く用いられているが、近年ではパソコンで入力した内容をビデオプロジェクターから投影するなど、新たな方法も用いられてきています。通常、所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得した要約筆記者が行います。
ユニバーサルデザイン	バリアフリーは障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、年齢、性別、身体、国籍など人々が持つ様々な特性の違いを超えて、はじめから誰もが利用しやすい、使いやすいように配慮して、施設、建物、製品、情報、生活環境をデザイン（計画・実施）するという考え方です。

■ ら・ラ行	
ライフステージ	障害者（児）の自立と社会参加を促進するために、人間の一生を幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期等に分けたそれぞれの段階を言います。それぞれの段階を通じて、必要とする療育や教育、保健・医療・福祉サービス、就労・生活環境等の調整を図ることにより、地域において適切なサービスが切れ目なく提供されるよう、総合的・体系的な仕組みを推進することが求められています。
リハビリテーション	昭和 57 年の国連による定義に、「身体的、精神的、かつまた社会的にもっとも適した機能水準の達成を可能とすることによって、各個人が自らの人生を変革していくための手段を提供していくことを目指し、かつ時間を限定したプロセス」とあります。 ここでは、歩行能力やその他運動機能面に障害のある方に対して、身体機能や生活動作の維持・改善や復職等をめざして理学療法士が個別支援計画に基づき機能訓練やアドバイス等を行うことです。
療育 (りょういく)	障害のある子どもが、社会的に自立することを目的として行われる医療と治療教育です。
レスパイト	障害のある人などを在宅で介護・支援している家族の負担を減らすことを目的に、一時的に介護を代替し、休息等を図ってもらうことです。



清瀬市障害者計画
清瀬市第5期障害福祉計画（第1期障害児福祉計画）

平成30年3月

発行 清瀬市 健康福祉部 障害福祉課

〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目842番地

TEL 042-492-5111（代表）

ホームページ <http://www.city.kiyose.lg.jp/>



キラリ

KIYOSE CITY